

令和 7 年第 3 回京丹波町議会定例会（第 2 号）

令和 7 年 9 月 3 日（水）
開議 午前 9 時 00 分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番 山崎 裕二 君
2 番 山崎 真宏 君
3 番 畠中 清司 君
4 番 伊藤 康二 君
5 番 居谷 知範 君
6 番 西山 芳明 君
8 番 谷口 勝巳 君
7 番 隅山 順夫 君
9 番 山田 均 君
10 番 東 まさ子 君
11 番 松村 英樹 君
12 番 森田 幸子 君
13 番 梅原 好範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（27名）

町長 畠中 源一 君

副 町 長	山 森 英 二 君
総 務 部 長	松 山 征 義 君
健 康 福 祉 部 長	中 川 豊 君
産 業 建 設 部 長	栗 林 英 治 君
企 画 情 報 課 長	堀 友 輔 君
総 務 課 長	田 中 晋 雄 君
財 政 課 長	山 内 明 宏 君
デジタル政策課長	田 畑 昭 彦 君
税 务 課 長	小 山 潤 君
住 民 課 長	大 西 義 弘 君
福 祉 支 援 課 長	原 澤 洋 君
健 康 推 進 課 長	宇 野 浩 史 君
子 育 て 支 援 課 長	保 田 利 和 君
医 療 政 策 課 長	中 野 竜 二 君
農 林 振 興 課 長	山 内 敏 史 君
商 工 觀 光 課 長	片 山 健 君
土 木 建 築 課 長	小 松 聖 人 君
上 下 水 道 課 長	村 田 弘 之 君
会 計 管 理 者	谷 口 玲 子 君
瑞 穂 支 所 長	豊 嶋 浩 史 君
和 知 支 所 長	山 内 善 史 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	岡 本 明 美 君
学 校 教 育 課 長	四 方 妃 佐 子 君
社 会 教 育 課 長	西 山 直 人 君
選 举 管 理 委 員 長	正 田 恭 丈 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長 樹 山 敬 子

書

記

山 本 美 子

書

記

西 村 公 貴

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

8月29日、議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われました。

9月1日に全員協議会が開催され、町が出資する各法人の経営状況等について、報告を受けました。

また、ICカードシステム導入に向けた要望決議、意見書の提出について協議されました。京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、一般質問》

○議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

質問者は、最初の質問のみ質問席で行い、以降は自席に戻って、自席にて答弁を受け、次の質問を行ってください。

最初に、伊藤康二君の発言を許可します。

4番、伊藤康二君。

○4番（伊藤康二君） 議席番号4番の伊藤康二です。

議長の許可が出ましたので、令和7年第3回定例会の一般質問を通告書に従いまして始めさせていただきます。

さて、私事ではございますが、1期4年、15回目の最後の一般質問となります。いつも一般質問の議事録を議会だよりの制作のために目を通しますと、大分質問と回答がかみ合っていないと思いますので、その点ご理解いただきまして、どうかよろしくお願ひをいたします。

それでは、質問事項1、高温対策及び渇水対策について。

農業政策について、政府は、8月5日、米の安定供給に向けた関係閣僚会議の中で、米価格が高騰した要因の検証結果について、一般家庭の消費量やインバウンド需要の観点が欠けていたなどから、生産量が足りていると判断し、備蓄米放出のタイミングや方法が適切ではなかった。その上で、米の生産量が不足したことを真摯に受け止めるとして、増産にかじを切る方向を発表いたしました。耕作放棄地の拡大を食い止めて、農地を次の世代につなげていくとともに、輸出の根本的な拡大に全力を挙げる考えを示しました。そして、農業経営の大規模化、法人化やスマート化の推進などを通じた生産性の向上や消費者ニーズに応じた付加価値の向上に取り組んでいく。再来年度の水田政策の見直しに当たっては、米を作るなではなく、生産性向上を目指す農業者が増産に前向きに取り組める支援に転換する。さらに、中山間地域の棚田などを守るため、新たな仕組みの創設も検討をする一方、渇水や高温による米の生育影響が懸念されるとして、被害軽減に向けた対策を取ると明言をしています。

そこで、（1）ですが、京都府は、農業用揚水ポンプの導入、配水車のリースなど、渇水対策に資する経費の5割補助（上限10万円）を決めた。その基幹産業である農業を下支えするため、府の補助金に上乗せをし、町独自の補助を行ってはどうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　今年の夏は本当に暑くて、今もまだ大変暑い毎日が続いているということでございます。非常に渇水を懸念しまして、本当に農作物に対する影響がかなり大きいんじゃないかなと相当心配したわけでございますけれども、稻作につきましては、何とかしひげたのではないかなという感じはいたしておりますところでございまして、今、まさに稻刈りが始まっています。本当にこの暑い中で、大変な作業を農家の皆様方、一生懸命なされておる状況でございます。取れ高もまづまずというか、割といいほうだったということも一部聞いておるところでございまして、そういう意味では、胸をなで下ろしている、安堵しているという状況でございます。

そういう中で、高温及び渇水対策につきましては、京都府が令和7年度水稻渇水対策等支援事業として展開をされておるところでございます。

本町といたしましては、その事業を有効にご活用いただくために、京丹波あんしんアプリとか町ホームページを通して、情報提供をさせていただいているところでございます。

このほかに、多面的機能支払交付金における対応を推進いたしておりまして、8月13日に組織の代表の皆様方へお知らせをさせていただきました。まずは現行制度を有効に活用していただけるように支援していきたいと思っておるところであります。

今後、収まっていくと思うんですが、まだなお高温が続くということも想定されますので、国・府の施策を注視しながら、対応を検討する必要があるかなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 渇水が稻に及ぼす影響が、今まさに刈取りで大体分かってきたとは言いますけども、やっぱり未熟米が多いということで、くず米、2番の出が私のところも結構ありますので、影響は出ているということでございます。

それでは、2番目にまいります。

農業用揚水ポンプのリースへの補助を行うべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 農業用揚水ポンプのリースにつきましては、先ほど町長から答弁ありました京都府の支援事業、または先ほど答弁のありました多面的機能支払交付金の活用を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 農業用揚水ポンプでございますけども、京都府の示されましたのは10万円を上限としておりますので、多分、20万円の商品を買って、5割の10万円ということになってると思うんですが、20万円のポンプでどれぐらいの作業効率があるかということが問われるわけでございまして、今、私が質問しているのは、それに追い足しをして、もう少し大きいポンプを買うような施策ができないかどうか、その辺の質問でございます。その辺いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） ポンプも、揚程、能力、様々でございますけれども、まずは、先ほど答弁しました多面的機能支払交付金などで、それぞれの集落で貸出しをするとか、共同利用するとかということでこの現行制度を活用いただいて、まず集落であったり、農家組合であったりで所有していただいて、それを共同利用していただくとか、そういう形の仕組みを取っていただければなというふうに考えているところでございます。

ということで、今のところは、この現行制度で有効的に活用いただいて、何とかこの高温を耐えしのいでいただけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） それでは、3番目の質問にまいります。

水稻に深刻な被害を及ぼすカメムシの大量発生対策として、無人ヘリやドローンでの一斉広域防除に取り組む農業者（組合など）に対する補助を行ってはどうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） カメムシによります斑点米等の発生を防除する必要性につきましては、非常に認識しているところでございます。

現在、一斉広域防除に対します直接的な補助制度はございませんが、今年度から、中山間地域等直接支払制度におきまして、定量的な目標設定など一定条件はありますが、スマート農業加算としてドローン等によります農薬散布の作業の取組につきまして、10アール当たり5,000円の加算を新たに導入いたしましたので、まずは、現行制度を有効に活用いただけるようにしっかりと支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 5,000円の補助が出るということなので、足るか足らんかは私も分かりませんけども、一応安堵しました。

それでは、4番目に移ります。

野菜、とりわけ、黒豆（黒枝豆）や小豆などを栽培する農業者に対しても、渴水・高温対策への支援を行うべきではないかと思うんですが、京都府の補助によりましては、水稻となっておりませんので、野菜のほうにも何がしか支援をいただけないかということでございます。その点いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 野菜や豆類に対します渴水・高温対策でございますが、先ほど答弁いたしました水稻と併せまして、令和7年度におきましても、園芸高温対策等支援事業が展開されてございます。対象者には限りがあるんですけれども、現行制度を活用いただけるように、京丹波あんしんアプリや町のホームページなどで情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 野菜とか黒枝豆、今盛んに大きくなって水が欲しいという時期でもございます。水稻においても刈取りが始まっておりますので、あとは農産物の野菜、それから

黒枝豆に対する水を入れるという作業が必要ではないかというふうに私も思っておりますので、その点よろしくお願ひいたします。

それでは、質問事項2、選挙の投票日についてでございます。

第1番目ですけども、国政選挙の再選挙や補選、統一地方選を除き、投票日を日曜日以外にすることは、制度上、可能なのかどうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（正田恭丈君） 地方議会や首長の任期満了による選挙は、公職選挙法第33条により、任期満了日の30日以内に実施すればよいとされており、投票日を日曜日以外に設定することは、制度上可能です。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 正田選挙管理委員長には、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、（2）の質問でございますが、日曜日投開票の際の職員の休日出勤手当などはどれぐらいかかっているのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 本年、7月20日、日曜日に執行されました参議院議員通常選挙の当日にかかった職員の手当の額でございますが、約517万円でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 3番目に行く前に、選挙は、なぜ日曜日に行われるかということでございまして、海外には日曜日以外にも選挙をする国が多くあります。イギリス総選挙は木曜日、アメリカ大統領選挙は火曜日、カナダ総選挙は月曜日、オーストラリア総選挙は土曜日、韓国大統領選挙は火曜日に行われております。

では、なぜ日本の選挙は日曜日に行われるのか。総務省に聞いたところ、選挙管理委員会など多くの有権者が投票しやすい日として日曜日にしているのではないか。確かに、仕事が休みの日だと投票に行きやすいということで、しかし、投票日を日曜日にする法律は、国政選挙の再選挙や補選、統一地方選挙を除いてはございません。よって、投票日は日曜日以外でもいいということになります。実際に、日曜日以外に選挙を行っている自治体もあります。北海道増毛町の町長選挙は土曜日に行われております。増毛町は、住民に漁業者が多いため、市場が休みの土曜日に、東川町の町長選挙や町議会選挙は、曜日にかかわらず2月28日に

行われています。東川町は、道内きっての米どころで、田植作業などに向けて大変忙しくなる前の2月に行っているということあります。また、別の理由を挙げる自治体もあります。山形県の飯豊町では、町長選挙や町議会選挙を平日に行ってます。昨年、町議選挙は、衆議院選と同日の日曜日となりましたが、その理由は経費削減であります。日曜日に投票が行われると、投票や開票作業をする職員の休日手当などがかかりますが、平日ならその経費がかかりません。その効果は、日曜日に行われる知事選や国政選挙と比べると、選挙全体に係る経費はおよそ半分だということでございます。

それでは、（3）ですけども、投票日を日曜日以外、例えば、火曜日、水曜日とした場合、投票する人にとって、どのようなメリットが考えられるかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（正田恭丈君） 多くの有権者、とりわけ働く世代や学生、子育て世代にとっては、投票日の確保が難しい場合がございます。必ずしも平日が有利とは言い難い状況と考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 日曜日がいいということだとは思うんですが、そのメリットですけども、投票する人にとって、本町でも、町長選挙、それから町議会選挙が火曜日から土曜日までが選挙期間となっておりまして、日曜日が投票日でございます。そのことから、日曜日、たくさん的人がおる前で訴えをすることが本町に限ってはできません。この前の参議院選挙では、間に土日を挟みますので、駅前とかその辺で候補者が選挙活動、自分の思いをぶつけるということができますけども、本町にとっては、日曜がちょうど投票日になりますので、訴えがなかなか聞けないということも発生するのではないかということはあるのではないかと私は思っております。

それでは、（4）ですけども、7月20日が投票日だった参議院選挙における期日前投票率は、中でも、7月12日、13日、土曜、日曜と思うんですが、投票率は何%だったのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 7月20日の期日前投票の数でございますが、有権者の全体投票数の51.83%になります。

また、7月12日、土曜日の投票率は、全体の投票者数に対しまして3.08%、7月13日、日曜日は3.33%でありました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 期日前投票といいますと、告示（公示）された次の日から当日まで大分あるわけですけども、51%の投票が期日前投票であったという報告でした。土日も挟みましたけども、平日を加えてそれだけの人数の人が投票に行ってることからしますと、平日に変更いたしましたも、それだけの投票率が確保できるのではないかというふうに思いますか、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 関連質問として受け付けます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今議員がおっしゃったようなことも一つ要因としては考えられるかもしれません、日曜日に実施することが、今、京丹波町の中では慣例となっておりますし、先ほど議員が事例を申し上げられたような特殊な事情は、今のところないかなというふうに考えておりますので、先ほど言わせてもらったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 今、平日のパーセンテージをお聞きして、私は先ほどから言ってるのは、最初に言いましたけども、平日にしてことによって経費の削減ができるということを言っているわけで、ただ、月曜日や火曜日にしろとか、日曜日がいいんじゃないかなということじゃなしに、日曜日になると経費がかさむということです。だから、パーセンテージが同じであれば、平日にやったほうが経費が削減できるということを質問の中で先ほどから言ってるわけでございますので、その点、町長どうですか。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 選挙は、選挙管理委員会の専管事項でございますので、選挙管理委員会の議論の中で決めていただいたらいいかと思います。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 選挙管理委員長はどうでしょう。

○議長（梅原好範君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（正田恭丈君） 平日に行うことにより、休日勤務手当などの人件費は、確かに抑えることができますが、通常の業務と重なり、あるいは業務への支障が懸念されることや、投票所施設の利用と重なる場合、調整が難しくなると考えております。現時点では、平日を投票日にすることは考えておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 平日の業務と重なるということでございますので、日本でもやっているのは3町ぐらいですが、そこの業務はどうなっているかということも、また後で調べていただいたらいいかと私は思います。

以上で、2番目は終わります。

続きまして、質問事項3、中山間地域についてでございます。

（1）中山間地域（中間農業地域と山間農業地域）の定義についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） 中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しているところでございまして、食料・農業・農村基本法第47条において、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を規定しているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 農業が不利だということでございますけども、中山間地域を見ておりますと、今言うように山間地域のほうがもっと不利で、それを同等に中山間地域というふうに国会でも言われますけども、その点、本町では、山間地域のほうが多いような気もします。和知のほうとか瑞穂の奥のほうへ行きますと山間地域の中に入りまして、作られていない田んぼがたくさんある。これから国のほうも増産にかじを切るということで、今、山間地域が大事な場所になってきてると私は思っております。

そこで、（3）に入りますけども、中山間地域、とりわけ、山間農業地域に特化した手厚い補助対策を講じることが必要と考えます。

○議長（梅原好範君） 伊藤議員、（2）はどうされますか。

（2）をされますか。

○4番（伊藤康二君） はい、します。

中山間地が農業に占めるウエートについてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 議員おっしゃるように、本町も、決して平たんな地域ばかりではない。むしろ、今、部長が申し上げました定義に係る、いわゆる中山間地域の特性を持った地域であろうと思っております。

そういう中山間地域は、耕地面積なり、総農家数、農業算出額ともに全国数値の約4割を占めているというところであります。これが日本の農業の一つの特質とも思っておるわけであります。ですから、農業において非常に重要な役割を担っているとも言えるところであります。

そのほかにも地域の暮らしとか共同活動、さらには景観維持などの多面的な役割も担っているところであります。地域そのものを支える重みを持っていると思っております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） それでは、先ほども言いましたけども、（3）にまいりまして、中山間地域、とりわけ、山間農業地域に特化した手厚い補助対策を講じることが必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 中山間地域、とりわけ、山間農業地域に特化した補助対策の一つに、全国的に取り組まれております中山間地域等直接支払交付金制度というのがあります。これは、議員ご案内のとおりかと思っております。

農地の傾斜によりまして、交付単価が変わるものであります。条件不利地な農地ほど高い単価設定がなされているというものであります。

それ以外にも、多面的機能支払交付金、また、鳥獣被害防止総合対策交付金、そういう中山間農業地域を対象とした補助事業もあります。まずは現行制度を十分に活用することが大事だろうと思っておりますし、そういう意味でしっかりと支援してまいりたいと思っております。

また、年々、国の農業政策は目まぐるしく変化を続けております。国・府の施策を見過ごすことなくしっかりと見ながら、対応をこれから検討することが大事だろうと思っております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 中山間地域と山間農業地域、獣害でも金網設置が今主流となっておりますけども、私も、町のほうに金網のことについていろいろと相談をいたしましたけども、山間農業地域と中山間地域、補助金の割合があまり違わないと私は感じております。そこでこういう質問をさせていただいておりますけども、山間農業地域のほうがより獣害が発生することが多いというふうに感じておりますので、手厚い補助をしていただきたいというのは、その点で申し上げているわけでございますので、その辺のことについてどうですか。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君）　　国の事業のほうでいきますと、中山間地域を一体的に支援することにつきましては、あらゆる圃場整備事業でありましたり、それから、今ありました有害の事業、それから、多面的機能支払等で事業要件の緩和であつたりとか事業の採択をされるときにポイント制があるんですけれども、そのポイントが緩和されたりとか、一定、国のほうでも、事業的には中山間地域農業ルネッサンス事業ということで、ひとくくりにした中で、それぞれの細かな事業の部分で中山間地域については要件の緩和をはじめ、事業が展開をされているというようなことで、本町にとりましては、そうしたことでの恩恵を受けている部分は多々あるというように思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　　伊藤君。

○4番（伊藤康二君）　　大変分かる答弁ではございますけども、苦労してるのは中山間の人ではなしに、山間地のほうが苦労しているんじゃないかと私は思っておるわけでございます。それでは、質問事項4に行きます。

農業振興奨励金の創設についてでございます。

（1）固定資産税のうち、農業事業に関わる償却資産となる主なものにはどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君）　　小山税務課長。

○税務課長（小山　潤君）　　主なものでございます。農業用機械、乾燥機・保冷庫等の設備等が該当しまして、事業用に供することができるものが資産の課税対象となります。

以上です。

○議長（梅原好範君）　　伊藤君。

○4番（伊藤康二君）　　（2）にまいります。

固定資産税（償却資産）の課税対象にはならず、乗用装置を備えた農耕作業用小型特殊自動車として、軽自動車税が課税対象となるのはどのようなトラクター、コンバイン、田植機なのか、区分規定をお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君）　　小山税務課長。

○税務課長（小山　潤君）　　乗用装置を備えましたトラクター、コンバイン、田植機など、最高時速が35キロ未満のものが対象となっております。

○議長（梅原好範君）　　伊藤君。

○4番（伊藤康二君）　　ある法人の方から相談を受けまして、こんな払わんなんことがあるんやと、私も初めて聞かせていただきまして質問に挙げさせてもらいましたけども、私の感覚

からしますと、トラクターは動くものと思ってますので、固定したものではないというふうに考えておりました。そんなところで、固定資産税の中に償却資産として課税対象になるとということがあるということをお聞きしましたので、質問に起こさせていただきました。それはそれで結構なんですが、（3）町が収納する固定資産税（償却資産）のうち、農業事業に関わるものはどの程度あるのかお伺いをいたします。あわせて、償却資産全体に占める割合についてもお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 償却資産につきましては、①構築物、②機械及び装置、③船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具、⑥工具、器具及び備品の6種類の資産に分類をして申告をいただいております。申告資産の名称のみで農業用資産として集計することが困難であることから、事業種別で金額、割合を出すことができません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） そのようにできないという、私もよく分かりませんけども、そういうことでございました。

それでは、（4）農業の振興を図ることを目的として、固定資産税（償却資産）に該当する農業用施設や農業用機械を新たに取得した町内で農業を営む農業者、それから農事組合法人、株式会社などに対しまして、例えば、3年間、奨励金を交付する（仮称）農業振興奨励金の創設を検討する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本町、食の町を標榜している以上、農業の振興を図るということは非常に大事だらうと思っております。

そういう意味で、農業用施設や機械の取得につきましては、各種補助金交付要綱を定めまして、それに基づいて取得時に補助金を交付させていただいている支援も行っております。私は、非常に手厚い補助を行っていると自負をいたしているところでございまして、それに財源が厳しい状況もありますので、国、京都府の制度も活用して、全体的に補助枠をしっかりと確保しているというところでございます。事業をなされる皆さん方に少しでも経費の負担が少なくなるよう、支援していると私は考えております。これ以上、支援の創設については、今のところ考えていないというところでございますので、どうぞご理解いただきますようお願いします。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 今町長がおっしゃっているのは、認定農業者、認定新規農業者と思うんですが、法人のほうもあると思うんですが、その他、農業だけ個人的に買っておるとか、そういう人たちに補助はなかなかされてないのが現状でございます。私も認定農業者で、機械を買うときには30%の補助金を頂いているときもありますけども、個人の事業者に対しては、どうしたら30%もらえるのかとか相談を受けますけども、なかなかやっぱり認定農業者になっとらんと無理やでとしか言いようがないので、個人的にやっておられる方々も農業者の一員でございますので、その辺、町が無理なら府、府が無理なら国というふうに、今、増産にかじを切ったならば、その辺の補助金を増設するように、町のほうからも意見書なり、そういうことを要望してはどうかと思うわけでございます。

私が思うところは以上でございます。これが、私の4年間の最後の質問になります。ありがとうございました。終わります。

○議長（梅原好範君） これで、伊藤康二君の一般質問を終わります。

なお、先ほどの伊藤議員の質問の中で、答弁を求める相手方に一部不適切な部分があったことをおわび申し上げます。

ここで、答弁者移動のために暫時休憩します。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時40分

○議長（梅原好範君） 再開します。

次に、隅山卓夫君の発言を許可します。

7番、隅山卓夫君。

○7番（隅山卓夫君） 改めまして、おはようございます。

7番議員の隅山卓夫でございます。

議長より発言の許可を得ましたので、令和7年第3回定例会における一般質問を通告書によりまして行っていきたいと思っております。

本年は、異例の早い梅雨明けに始まりまして、今夏、日本列島は、記録的な猛暑と小雨に見舞われ、貯水率がゼロ%まで下がるダムがあるなど、深刻な渇水となる地域が続出をいたしました。生活に直結するダムの貯水率も急速に低下をしまして、お隣の丹波市は、日本で最も低い分水嶺で標高は95メートルであります。通常は、尾根や山稜にある分水界が谷地形の中に存在する珍しい地形として知られております。渇水の影響で、7月23日に今季の営業を始めた市営レジャープールを、取水元の三宝ダムの貯水率低下が理由で、生活用水の水源でもあるので、渇水対策を優先し、僅か3日で閉業する事態となっております。

町長も、開催された町政懇談会の各会場におきまして、冒頭には必ず猛暑と渇水に触れられ、水稻の生育で最も水を必要とする出穗期の前後は、水が不足すると幼穂の生育や稔実が悪くなるので、収穫量への影響が心配されるところであります。

さきに執行されました参議院通常選挙では、昨年の衆議院選に続きまして、政権与党の惨敗となりました。政権与党が衆参で過半数を割るのは、実に三十有余年ぶりとなりました。

京都新聞日曜コラム「天眼」執筆者の1人であります、東京大学名誉教授 上野千鶴子さんが、参院選が終わったとして天眼に寄稿されておりました。投票行動を取る人たちが変化を求めていることは政治学者も指摘しており、現状のままでよいとは誰も思っていない。問題なのは、変化の方向であるとし、手取りを増やす、消費税を減らす、または廃止する、保険料を減らすという要求は、全て社会保障財源を減らすことにつながる。少し考えれば分かることだ。自己決定、自己責任で福祉の貧困な社会にしたいのだろうか。国民の生活は逼迫している。財源は限られている。それを誰に優先した配分にするのか。当然、日本人だろうという言い分の日本人ファーストが登場しました。自分たちが外国へ行けば、差別されてよいということを意味することになるが、それでよいのか。そして、とどめは、日本人ファーストを唱える政党は、高齢者の終末期医療を自己負担にせよ。女性は働くさっさと子どもを産めと唱える。この政党に女性の支持が集まる理由が分からぬ。日本版トランプも近い将来、登場するだろうか。それだけは防ぎたいと寄稿を閉じられておりますが、私も全く同感しております。共有したいと思っております。

私の本定例会における質問事項は、町政懇談会について、災害発生時の高齢者等要配慮者の避難について、そして、和知地区京丹波町立小中学校のあり方検討委員会についての3項目としております。

6月26日を最初に、12会場で開催をされました町政懇談会につきまして、以下、4点お伺いをいたします。

町政懇談会は、もとより、町民の皆さんと町長が直接対話をし、地域の課題や将来像について意見交換を行う場であります。町政懇談会冊子にも掲げられていますが、町政は、町民の皆様と考え、より効果的な施策を指示していくことが大切と発信されていますように、その目的は、地域の実情を理解し、地域の将来像について話し合い、住民との協働のまちづくりに結びつける必要があります。

私は、和知地区3会場ほか、5会場に参加をいたしましたが、どの会場においても多くの方が参加をされ、地域内の抱える課題解決のための対策や改良に関する意見が多くあったところであります。

質問項目1の（1）「未来へ 幸せつなぐまち」をテーマに、町の活性化や持続可能な地域社会の構築のため、共に考えたいとの意図は、参加された住民の皆様に届いたのでしょうか。

懇談会冊子に掲げられた各種施策についての意見や批判は、私が参加したどの会場においてもなかったことに、町議会議員の一人として、一抹の不安と責任の重さを強く感じております。

また、かつてない大型予算の下、三つの柱、健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町、それぞれの施策で持続可能なまちづくりを目指される一連の施策に町民の皆さんのが納得と賛同は得られたのでしょうか。見解をお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今年度も、町政懇談会を町内12か所で開催をさせていただきました。私の任期の最終となる町政懇談会でございます。本当に多くの町民の皆様方にご参加賜りました。改めて、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

会場では、私は、挨拶を兼ねて、町政をお預かりしてから取り組んだ事業についてお伝えをし、そして、今年度の予算・事業につきまして、丁寧に説明をさせていただいたつもりでございます。

その上で、施策の方向性等については、確かにいろんなご意見を賜りましたし、それについて、より理解を深めるといった意味での深度のあるご意見というのは、割と少なかったのではないかと思っております。そして、そういう状況を見て理解が得られないか、そういうことでは私はないと思っております。積極的なご意見をいろいろ賜りたかったわけでございますけれども、比較的少ない状況もございました。それをもって否定されたとは私は思っておりません。今おっしゃった三つの柱というのは、京丹波町の基本的なまちづくりの重要領域だと私は考えております。

今後も、このことについては、微動だにすることはございません。一層、町民の皆様方にご理解賜りますよう、浸透に努めてまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 冒頭から、大変お答えになりにくい質問となりましたことにつきまして、おわびを申し上げたいなというふうに思っておりますが、私は、例年、広報京丹波5月号や6月の使送では町政懇談会冊子が配付されておりまして、また、開催当日は、町長の挨拶に始まりまして、約20分、ビデオ放映による町政の推進内容について、分かりやすく説明があります。「未来へ 幸せつなぐまち」、町政は皆さんと考え、より効果的な施策を実

施していくことが大切です。ご来場を心よりお待ちしていますと述べられておりまして、私は、今町長から答弁いただきましたけども、大変悔しい思いを抱きましたので、この質問を取り上げてまいりました。決して、町長のおっしゃったことに対して反論をするつもりは全くございませんので、そのように理解を賜ればうれしいなというふうに思っております。

先ほど伊藤議員からございましたけども、私も、今期、任期最終の質問に立っております。お世話になっております傍聴の方がお見えになっておりまして、多少いつもよりかは声が大きくなることについては、お許しを願いたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、次に、質問項目1の（2）でございます。

地域の皆さんと町長が自由に意見を交わし、地域の将来像について話し合う「人のふれあいを感じる町」の大きな施策である道の駅「瑞穂の里・さらびき」大規模整備は、本町の地域振興拠点としてのその役割は誰もが認める施設であり、さらなる関係人口や交流人口につなげるため必要不可欠な整備であると認識をいたしております。参加された住民の皆様の反応について、本当に注目をしておりました。各会場での質疑は、大変申し訳ないですが、低調でございまして、特段の評価や意見もなく、とても残念な思いを抱きました。町長はどのように受け止められ、どのような思いをされたのかについて、大変お聞きにくいことだと思いますけれども、見解を伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私に対して、随分ご配慮賜って、聞きにくい聞きにくいとおっしゃるんですが、そう遠慮なさらずに、しっかりと聞いていただいたらありがたいと思っておるところでございます。

ご案内のとおり、京丹波町には4つの道の駅がございます。京都府下26市町村のうち、4つもあるというのは京丹波町だけでございます。いずれも、本当によく健闘していただいております。この道の駅が京丹波町の活性化に大いに貢献することは、疑わない事実であろうと思っておるところでございます。本当に私はうれしく思っております。利用者の皆様方からは、大変好評をいただいておりますし、各道の駅それが個性を非常に発揮されておるということあります。町内外問わず、本町の道の駅のファンの方々が非常に多いと思っておるところでございます。

今回、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の改修でございますけれども、非常に大規模改修になります。その財源確保に苦慮したところでございますが、国のご支援もございまして、何とか財源確保することはできました。そういう中で、現在、事業を進めておるところでござ

います。そういったことをしっかりと町民の皆様方にお伝えをいたしました。ですから、私は、不安を感じておられないんじゃないかなと確信を持っているところでございます。

これにつきまして、今後、この道の駅をどのように活性化に向けて展開していくか、夢と希望、本当は参加なされた方々から積極的なそういうご意見も賜りたかったわけでございますが、比較的少なかったということは、私は、一定の理解が深まっていると解釈しておるところでございます。今後しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　答弁をいただきまして、ありがとうございます。

もっと言っていただきたいことは、町長が足しげく上京をされまして、支援金の確保に奔走されたことにつきましては、私たち議会の一員として、大変感謝をしておりますし、今後につきましても、その方向で頑張ってやっていただきたい。このことをもう少し町民の皆様にお伝えになる必要があったのではないかというふうな思いをしながら、さらに、大変申し訳ない。何度も申し上げますが、厳しい質問を申し上げたいというふうに思っております。

次に、質問項目1の（3）でございます。

本年は、任期最終年であります。町長就任以来の実績を主眼とし、さらなる高みを目指された今後の町政運営に対する意気込みを反映された施策に対する参加された住民の皆様の反応について、見解をお伺いしたいというふうに思います。

また、三つの柱、健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町、それぞれの施策で持続可能なまちづくりを目指し、安心安全に暮らせる町・選ばれる町へと進化させたい。そのためには、次期町政も担いたいという強い思いが伝わる町政懇談会とされることができたのでしょうか。見解をお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　今年度の町政懇談会では、冒頭の挨拶の中で、私が町政をお預かりしてから進めてまいりました取組や成果について、触れさせていただいたところでございます。私は、ぜひともそういったことをお伝えしたかったということあります。それについてご理解も賜りたかったということでございますし、私は、一定、理解をしていただいたのではないかと確信をいたしております。

そういったことを踏まえながら、次期町政のことについては明確には触れておりませんけれども、私は、積極的な意思として、そういう成果を述べる中で、次期町政についても、継続することが必要なんだということをるる訴えさせていただいたことは事実でございます。つまり、まちづくりへの私の信念、あるいは強い思いというのは伝わったんじゃないかなと

思っておるところでございます。そのようにご理解ください。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　答弁ありがとうございます。

私たち同志5人は、あるいは7人は、いつも畠中町政の是々非々で賛否をしておるつもりでございます。今まで行ってまいりました培われた実績につきましては、何の疑念も持っておりませんので、改めて申し上げておきたいというふうに思っております。

出馬表明につきましては、3月定例会、6月定例会におきまして、それぞれ我がグループから出馬表明を早くしてほしいという形で申し上げておりましたけれども、8月12日には出馬表明記者会見を開催されまして、1期目で培われた健やかで幸せな食の町、教育と子育てのまちづくり、そして、人のふれあいを感じるまちづくりの、3つの重点領域をさらに発展させ、分かりやすい情報発信による行政の見える化の下、関係人口とともにつくる京丹波構想を策定の上、京丹波町に若者を取り戻す、町民一人ひとりが将来に希望を持てる京丹波町の実現に向けた明快で力強い会見には、報道各社より6人の記者が駆けつける注目される会見となったところであります。各記者の鋭い質問によどみなく答えられ、私はまずは安堵と大きな希望と、その実現に大きく期待をしております。

その上で、質問項目1の（4）にまいりたいと思います。

各会場におきまして、地域課題の改善要望や自治会役員の選考に対する意見などが多数提起をされた会場がありましたが、意見交換時間が約30分と時間制約があり、不満を唱える方も散見されたところであります。次年度において、開始時間を30分繰り上げるなど対策が必要と考えますが、見解をお伺いします。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　本質問に入るまでに、先ほどおっしゃいましたように、8月12日に立候補の表明をさせていただきました。会見を開いたところ、6社もの多くのメディアの方がご参加賜り、また、多くの支援者の方も来ていただいてそういったことをできたこと、本当にうれしく思っております。感謝申し上げます。

町政懇談会の在り方でございますけれども、現在の会場方式をベースとしながら、時代や状況において様々な工夫が必要であろうと思っておるところでございまして、おっしゃるところ、私は、少し今までのやり方もベースにしながら、今後どのような持ち方がいいのか検討するようにということを事務方に指示をしておるところでございます。一層、多くの方が参加賜りますように工夫を凝らしながら、また、意見が出やすいような雰囲気を持ちながら、それにはどうしたらいいか、今後しっかりと検討することが必要だろうと思っておるところ

でございますし、また、私は、町政を推進する上で一番大事なことは、やっぱり町民の皆様方との対話であろうということで思っておるところであります。本当に少しでも多くの皆様方と意見が交わせる機会を確保することが非常に大事だらうと思っております。

今後、「ふれあい懇談会」と称した出張懇談会も私はいといませんので、幾らでも声をかけていただければ、私は赴きまして、積極的な対話をすることが大事だらうと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございました。

以上で、質問項目、町政懇談会についての質疑を終了させていただきます。熱心な答弁ありがとうございました。

次に、質問項目2、災害発生時の高齢者等要配慮者の避難について、4項目お伺いをいたします。

毎年9月1日は防災の日であります。9月1日を含む1週間は防災週間と定められ、8月30日から9月5日が防災週間とされております。防災の日と防災週間を含む9月は、防災月間とも一般的にされています。改めて確認したい防災の基本について、理解をしておく必要があらうと思っております。

先日、町村議会議員研修会が開催をされまして、我が議会の梅原議長が京都府町村議長会会长に就任をされまして、そのお披露目となる議長会主催の研修会がありました。平時の防災と議員の役割と題して、跡見学園女子大学教授、鍵屋一氏により、近年、地震や集中豪雨、大型台風などによる災害が各地で発生していることから、平時、発災時、災害後について、議会や議員ができるを考え、地方議員の果たすべき役割について、平時からの防災の心構えや災害時の的確な対応を理解し、災害前である平時における地域防災の取組や災害直後の復旧・復興期における議員の役割について、事例を交じえた講義を受けました。発災シーズンを前に時宜にかなった研修でございました。

災害発生時の高齢者等要配慮者の避難につきまして、避難生活や福祉サービスへの支援を拡充し、災害関連死を防ぐことを目的として、災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、災害救助法などが同時に改正をされたところであります。

災害救助の関係者によりますと、日本の災害法制において歴史的な転換点が訪れた。災害救助法における救助の種類として、福祉サービスの提供が新たに加わり、長年にわたり災害現場で命と尊厳を守ろうとしてきた無数の福祉関係者の努力と、全国の災害経験から得られ

た痛切な教訓がようやく形になった瞬間だとしております。そして、この改正の意味は、災害時にも福祉が公的に必要な支援として認められ、高齢者、障害者、難病患者、子ども、外国人など、支援を要する人々の尊厳が災害時にも守られるべきだという社会の意思表明であると言われております。

以下、4項目につきましてお伺いをします。

質問項目2の（1）であります。

今回の災害関連法改正では、避難生活の長期化に伴う健康問題からの災害関連死を防ぐため、高齢者等要配慮者への支援の必要性から、画一的な場所の支援から、個々の被災者の具体的なニーズや生活状況、健康状態、家族構成などをきめ細かく把握をし、そして、それぞれに最適化された支援を届ける、人への支援へと、被災者一人ひとりの尊厳を守り、きめ細やかなサポートを提供することで、誰一人取り残さない支援を目指すとされています。被災者支援がどのように変わらるのかについて、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私は、7月末に、友好町である双葉町へ行かせていただきまして、双葉町は、被災されてから14年がたつんですけども、今、双葉町へ帰還された住民の皆様方は、200人弱です。災害というものの恐ろしさ、すごさ、改めて感じた次第でございます。

また、能登半島でも、いまだ完全復旧した状況とは言えないと聞いております。

また、この夏、鹿児島県、熊本県では、大水害が発生いたしました。心からお見舞い申し上げたいと思っております。

こうした東日本大震災、あるいは能登半島地震などにおける被災者支援でありますけれども、避難所を中心とする、いわゆる場所を確保するんだということに重点が置かれて、そして、自宅や自家用車などの生活を余儀なくされている、いわゆる人への支援というのが少し二番手というか、そういう考え方があったのではないだろうかなと私は感じておるところでございます。いわゆる人を中心とした課題というのは、大きくクローズアップされてきたのではないかなと思っているところでございます。

8月31日に宮津市で行われました、京都府総合防災訓練に私も参加をさせていただきました。その中で感じたことは、避難所の状況もつぶさに視察したわけでございますけれども、以前とは本当に変わってきた。劇的に変わってまいりました。いわゆる大きな体育館で雑魚寝をするという避難所ではないんです。被災者お一人おひとりの尊厳を重視する避難所になってきたことを本当に実感しました。本当にきめ細やかなものでありますし、これはもっと

もっと進化していくのではないかなと思っております。

今回の災害救助法の改正によりまして、国が費用負担する救助の範囲に、福祉サービスの提供というのが位置づけられまして、避難所だけにとどまらない在宅避難者の皆様方、そして、被災されたあらゆる要配慮者への支援が法律に明記されることとなりまして、速やかな被災者支援が可能となると考えております。

そういったことで、今後とも、私たちの町も、しっかりとした対応をしなければならないと感じた次第でございます。

○議長（梅原好範君） 所管課、追加の答弁ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

双葉町の状態、あるいは京都府の防災訓練が宮津で行われたその状態をつぶさに報告をいただきまして、町長から今はっきりとした答えをいただきまして、今後、我が町の誰一人取り残さない防災体制の構築につきまして、ぜひともお願いしたいというふうに思っておりますが、災害対策に対する基本理念、法第2条の2関係であります、平時から災害が発生した際のことを想定しまして、どのような被害が発生しても対応できるよう、復旧・復興に資するソフト的対策を事前に準備しておく「復興事前準備」などの取組が、被災後の職員の負担軽減、復旧・復興までの時間短縮、より充実した復旧・復興の実現等のために大変重要である。また、各地方公共団体において、災害時にどのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握・整理し、どのような手順で復旧・復興を実施するかを整理・検討した上で、平時から災害が発生した際のことを想定した取組を一層推進し、積極的に取り組むことが望ましいと理念に書かれております。平時の対応について十分な検討をお願いをいたしまして、次に、質問項目2の（2）であります。

改正災害救助法に追加された福祉サービスの提供の具体的な活動内容と、被災者支援がどのように変わらるのかについてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 今回改正されました災害救助法で追加をされました福祉サービスの提供は、高齢者、障害者、乳幼児など、避難所へ避難されている被災者に限らず、災害時に避難生活において配慮を要する、あらゆる人に対して行われる福祉サービス全般であるとされておりまして、具体的には、被災市町村の職員や福祉関係職員による避難者の情報の把握、避難者への支援に関する情報の提供、避難所への誘導となっております。

また、今回の改正のきっかけの一つであります在宅避難者の発生の原因として、災害時要配慮者が避難所へ避難することや、避難所での生活を継続することが困難であることも指摘をされておりまして、福祉避難所の運用改善につきましても、今後、関係者と協議しながら進める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　答弁を賜り、ありがとうございます。

今、原澤課長から答弁を賜りました。要支援者のリスト、個人情報の関係がございますが、担当者間で十分なリストを作成し、一旦緩急の際に十分な連絡体制が取れる体制になっておるのかについて、関連で質問をしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君）　原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤　洋君）　災害時の要配慮者の名簿、いわゆる台帳につきましては、毎年更新、また、3年に1回の更新で情報を把握しております、民生委員さんはじめ、福祉の関係の皆様と情報を共有しているという状況でございます。また、一部の防災関係者にも情報を提供いたしまして、情報の共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございます。

いろんな自然災害には消防団員の活動と協力が欠かせない。消防団員に対する情報共有、その他についても連携、それらは取れておるのかについて、関連でもう一度お伺いします。

○議長（梅原好範君）　田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君）　さきのリストにつきましては、区長様をはじめ、それから消防団等についても一定共有はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございます。

十分にできておるという答弁でございました。

次に、質問項目2の（3）にまいります。

今回の災害対策基本法及び災害救助法の改正は、国や自治体の防災体制を強化するだけでなく、私たち住民一人ひとりの防災意識や行動、そして、地域コミュニティの在り方にも影響を与えると言われておりますが、具体的にどのような変化があり、私たちはどう対応すべ

きかについて、具体的に教示ができますれば、内容をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 先ほど来、出ておりますように、法改正によりまして、場所から人、避難所から避難者等への支援に考え方が転換されたことに伴いまして、被災者個々の状況に応じた生活環境の支援、支えが必要となることが想定されております。したがいまして、行政や関係機関、ボランティア、地域住民の皆さんのが連携をいただきまして、対応強化を目指すものというふうに理解をしております。

住民の方につきましては、日頃からの住民意識の向上に努めていただくということが最も大切なというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

次に、質問項目2の（4）にまいります。

災害を他人事と捉えず、自分たちの問題として考え、常に最新の情報に关心を持ち、家庭で、地域で、職場で、できることから防災・減災への取組の必要性を周知する必要があると考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 予測ができない災害等への対策に関しましては、町民の皆様一人ひとりが自分自身の身を守る行動を常に意識をしていただくということと、それから、地域ぐるみで防災・減災に備える必要があると考えております。

昨年度から実施をしております京丹波あんしんアプリを活用いたしました、先日も9月1日に実施をさせていただきましたが、緊急情報配信訓練では、緊急時の情報が適切に受信できることを確認いただくなど、防災意識の向上につながるよう、今後も継続して実施をしてまいりたいというふうに考えております。

さらに、本年度より各区を「みなし自主防災組織」と位置づけまして、一次避難所の開設や運営を自主的に対応いただくこととしておりまして、備蓄物資等の購入に対しまして補助制度を拡充したところでございます。共助の取組支援につながり、支援をさらに強化していくことによりまして、京丹波町ならではの防災体制づくり、防災・減災に対する意識の向上が図られていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございます。

十分な対策をされておるという答弁でございましたが、町政懇談会でも私、びっくりしたことがございます。井尻地域でございますけれども、どうもドコモの通信状態が悪いというようなことでございまして、京丹波あんしんアプリの十分な認知ができないというようなこと、町長もびっくりされておるといった現実がございますので、今、田中総務課長、答弁いたしましたけれども、もう一度その辺りのことを十分に察知をしていただく必要があるんじゃないかなということを申し上げまして、災害への備えが必要だと思っても、何から手をつけたらよいのか分からず、結局、何の準備も対策もしないままとなることが多くなりがちであります。100%の防災を目指すのではなく、まずは安全な避難、家具に下敷きにならないこと、1週間分のトイレなど、できることから準備や対策をすることが必要であります。避難を遅くする、過去の経験から大丈夫ではなく、防災に対する日頃の備えを見直し、地域社会との連携を深め、将来起こり得る大規模災害から自分自身と大切な人の命や暮らしを守るために、他人事と捉えず、自分たちの問題として考え、常に最新の情報に关心を持ち、家庭で、地域で、職場で、できることから防災・減災への取組の必要性を周知する必要があると思っております。見解があるようでございましたら、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君）　田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君）　今、議員がまさにおっしゃったことを実践していくべきというふうに考えておりますので、今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　最後に、質問項目3でございます。

和知地区京丹波町立小中学校のあり方検討委員会について、4点お伺いをいたします。

和知地区小中一貫教育の導入につきましては、今まで幾度の質問をしてまいりました。地域とともに歩む学校づくりを推進し、保護者と地域の思いを踏まえた学校のあり方検討委員会が設置され、このほど第1回が開催をされております。和知小学校だより「郷土に育ち未来を創る　和知の子ども」においても周知がされております。

質問項目3の（1）委員は、学識経験、保護者代表、和知地区区長会代表者など10人で構成されまして、委員の任期は委嘱された日から令和8年3月31日をもって効力を失うとなっております。開催回数によらず、任期終了までに一定の結論を得ることなのかについて、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 本年度内に、検討委員会としての考え方を整理していただき、答申していただくようにお願いをしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 質問項目3の（2）にまいりたいと思います。

子どもの成長や発達、地域社会の未来など、持続可能な学校と地域づくりについて、どのような方向を求められているのか。また、自然から学ぶ、地域の活動から学ぶ、学校を地域に開放し、地域に守られた安全な学校にするには何が必要なのかについてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 質問項目が抜けてますので、順序を変えて、次にされたらいかがですか。

松本教育長。

○教育長（松本和久君） 児童生徒の確かな学びを実現するためには、地域の自然、伝統文化などのよさを生かし、地域の皆さんに支えられることが必要であるというふうに考えております。

小学校段階では、地域のよさを生かした多様な体験活動をすることが特に重要であるというふうに考えております。

また、中学校段階では、地域の課題に目を向けた探求的な学びにより、学校での教科学習をさらに深化をさせ、地域の次代の担い手を育成することにつながるものと期待しております。

そのために、現在、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に進める京丹波町版コミュニティスクールに取り組んでおります。特に、和知小学校では、うらら会による極めて充実した取組がなされております。

こうした学校と地域の協働した取組が、地域づくりにも役立つのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 大変失礼をしました。質問項目3の（2）に戻させていただきます。

あり方検討委員会の会議において、特徴的な意見や見解はなかったのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　検討委員会は、これまで2回開催をされております。

7月17日の第1回検討委員会では、諮問の趣旨、諮問に至る経過、現在の和知小中学校の現状について説明をさせていただき、情報共有を図っていただきました。

8月22日の第2回検討委員会では、和知地区の実情を踏まえ、小中一貫教育を導入した場合とそれ以外の方法を取った場合のメリット・デメリットについて、ワークショップの形式で協議をされました。

その協議での特徴的な意見としては、現状の小中連携によるきめ細やかな取組や、地域の伝統文化を学校教育で学ぶことを評価する意見が多数出されました。同時に、中学校での部活動など、選択肢が少ないことも課題として出されました。

こうした課題に対し、小中一貫教育のよさを取り入れつつ、町内の他の中学校との連携教育を進めることにより、デメリットの軽減が図られるのではないかという意見も出されました。

次回以降の検討委員会で、これらの協議を基に、児童生徒の学びを保障し、地域との関わりにとっても望ましい学校の在り方について、さらに協議を深めていただくのではないかというふうに期待しております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございました。

質問項目3の（4）にまいりたいというふうに思っております。

今も教育長から答弁を丁寧にいただきまして、委員会の中における特徴的な意見についてお伺いをしたところでございますけれども、子どもの夢を育て、子どもの世界を広げる、こんな学校があったらいいなど選択される学校になるには何が必要なのかについて、お伺いをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　児童生徒の持っています可能性を最大限に引き出せる学校、今、議員からもありましたように、行きたい学校、行かせたい学校、こうした学校を実現するには、まずは、保護者や地域の皆さんの願いをしっかりと聞くことが大事だろうというふうに考えております。

そのため、現在、検討委員会で、保護者や地域の皆様にしっかりと議論いただき、声を聞かせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　隅山君。

○7番（隅山卓夫君）　ありがとうございます。

検討委員会の成功を心からお祈りすると同時に、期待をいたしまして、今、教育長から答弁もらいました、今後の検討委員会の成り行きに注目をしてまいりたいというふうに思っておりましたが、和知地区小中一貫教育の推進につきましては、町長はじめ、松本教育長には、大変ご尽力をいただきました。大変ありがとうございました。その上で、地域とともに歩む学校づくりを推進し、保護者と地域の思いを踏まえた学校のあり方検討委員会を設置されました。その意義と今後の進め方について期待をしております。本町ならではの教育に取り組み、地域の課題をテーマとした探求的な学びや課題解決、学力と自らのよさに気づく非認知能力の育成を目指すとされておりまして、大きく前進しましたことに感謝をしております。ありがとうございました。

以上で、私の本定例会における一般質問を終了させていただきます。

熱心な答弁に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君）　これで、隅山卓夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩　午前10時31分

再開　午前10時45分

○議長（梅原好範君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、松村英樹君の発言を許可します。

11番、松村英樹君。

○11番（松村英樹君）　議席番号11番、公明党の松村英樹です。

ただいま、議長の許可を得ましたので、令和7年第3回定例会におきまして、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項につきましては、1、デジタル地域通貨の活性化について、2、京丹波町共同作業所について、3、マイナ救急の周知・徹底について、4、手話言語及び障害者コミュニケーション条例の制定について、以上、4点について質問いたします。

畠中町長におかれましては、誠意ある答弁をよろしくお願ひいたします。

まず初めに、1点目に、デジタル地域通貨の活性化について質問をいたします。

デジタル地域通貨は、地域経済の活性化やキャッシュレス決済の推進、そして、地域コミュニティの活性化を目的に、全国で約120の自治体が導入しています。特定の地域でのみ

利用するため、地域内での消費を促し、地域経済の活性化につながります。また、スマートフォンのアプリで手軽にキャッシュレス決済ができるため、利用者の利便性の向上にもつながります。

本町においても、町内店舗の利用を促進し、効果的に集客力を高め、町内の経済の活性化や地域コミュニティの活性化などを目的に、京丹波GREEN Payを導入し、2025年6月2日から運用を開始されています。

（1）直近の京丹波GREEN Pay登録者数と利用者数及び加盟店舗数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 8月31日時点の登録者数は427人で、利用者数は228人となっております。

加盟店舗数につきましては73店舗でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

ただいま、登録者数427人、利用者数228人、加盟店舗数73件とお聞きいたしました。

次に、（2）現金をチャージできる場所が本町の企画情報課、瑞穂支所、和知支所、道の駅「京丹波 味夢の里」、山下秀製菓の5か所となっております。もう少し増やしてほしいとのお声を聞いていますが、拡大する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 利用者の利便性からも、チャージ場所を増やす取組が必要というふうに考えております。

加盟店の増加と併せて、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 住民の方からたくさんのお声を聞いてまして、近くにもチャージするところがもう少しつくさんあつたらいいなというお声を聞いていますので、ぜひとも今後増やしていただきたいと思います。

次、（3）加盟店舗数の登録促進について、どのような対策をされているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） デジタル地域通貨、地域内経済を活性化させるためには、どうしてもこれをもっともっと浸透させなければならないと思っております。そのために、加盟店舗を増加させるということは非常に大事なことあります。事業の趣旨の浸透、また、ほかのキャッシュレスとの差別化、そして、分かりやすい説明が本当に必要だろうと思っております。引き続きまして、店舗向けのキャンペーンも用意する中で、店舗を訪問するなどいたしまして、増加に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

ただいま、町長の答弁をいただきまして、積極的に加盟店を増やしていただくということでお聞きしました。今後、まだまだ加盟店に入られてない店舗もありますので、また推進のほうよろしくお願いしたいと思います。

次、（4）スマートフォンをお持ちでない方にカードを配布していることですが、配布枚数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） カードにつきましては、7月4日から配布を開始しております、現時点で7枚でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

7月4日から7枚ということで、大変少ないようになりますので、また、カードの配布につきましても、推進をお願いしたいと思います。

（5）利用を促進するため、地域公共交通である町営バスの支払いに京丹波G R E E N P a yが利用できるになりました。今後、中京交通バス園福線や予約型乗合タクシーの支払いにも京丹波G R E E N P a yが利用できるようにする考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 中京交通につきましては、町外のみの区間を利用される場合もありますので、導入にはいろんな調整が必要だらうと考えておるところであります。

しかし、一方、町内での取組でございますけれども、8月1日から町営バスでの利用を開始したところでございます。

今後、町が関わる予約型乗合タクシーでの利用など、様々な利用方法を前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次に、（6）に行きます。

住民税や固定資産税、また、軽自動車税などの支払いに京丹波G R E E N P a y を利用できるようにする考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） これも、関係法令との調整もしなければならない事項もたくさんございますので、しかし、そういうこともクリアしながら、公共料金の支払いに拡大する必要があろうと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 公共の税とか大変難しいように思いますけども、キャッシュレスで支払いもできるようになってますので、またこの辺も検討もお願いしたいと思います。

（7）地域経済の活性化やコミュニティの活性化を図るため、中長期的な事業の運営を継続する必要があります。スタートキャンペーンとして、6月2日から8月31日までの期間、チャージ金額の10%のポイント還元、1人当たり上限2,000ポイントが付与されるキャンペーンが実施されていました。住民の方に京丹波G R E E N P a y の魅力を実感していただき、利用促進につなげていけるよう、定期的にポイントの還元や期間限定のキャンペーンなどを実施する考えはないか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 6月からの運用開始後、初期登録キャンペーンとして、8月末までを期間としたポイント還元を行ってまいりましたところであります。

今後も、登録者の増加、あるいは利用の継続等を後押しするキャンペーンがぜひ必要であろうと考えております。

地域通貨コンソーシアムの中で有効な取組を検討していただき、長期的な計画により積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

グリーンキャンペーンのホームページを見させてもらいますと、第二弾のキャンペーンとして、9月1日から30日までの期間、1回2,000円以上チャージをした方を対象に、抽せんで総額35万円のポイントが当たる大抽せん会キャンペーンを実施されております。町合併20周年記念事業に関連したキャンペーンなど、デジタル地域通貨である京丹波G R E E N P a y の持続可能な運用を目指し、住民の方の利便性の向上や経済の活性化につながる取組を今後とも継続していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、2点目、京丹波町共同作業所について、質問をいたします。

共同作業所は、障害のある方が地域社会で働きたい、自立した生活を送りたいという願いをかなえるために、生活介護や就労継続支援A型、また、B型の事業を通じ、必要な知識や能力の向上を支援されています。

京丹波町においては、社会福祉協議会が運営されており、丹波・瑞穂・和知の3つの事業所があります。本町では、就労継続支援A型はないとお聞きしました。

(1) 3つの事業所のそれぞれの利用者数及び生活介護または就労継続支援B型のそれぞれの利用者数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 令和7年8月1日現在、丹波本所では22名の利用者があり、内訳は、生活介護5名、就労継続支援B型が17名でございます。

瑞穂支所は16名の利用者があり、内訳は、生活介護3名、就労継続支援B型が13名でございます。

和知支所は15名の利用者があり、内訳は、生活介護4名、就労継続支援B型が11名、3か所の合計で53名の方が利用されています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございました。

ただいま、それぞれ3支所の利用者の方の人数をお伺いしました。合計で53名というごとでお伺いいたしました。

(2) 1日の作業時間（実働時間）は何時から何時までか、また、1か月の作業日数についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 作業時間は午前10時から午後3時20分まで、このうち実働の時間は4時間となっております。

また、1か月の作業日数は、利用者によって異なりますが、土曜日、日曜日、祝日と年末年始を除く平日が共同作業所の開所日となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございました。

ただいま、1日の作業時間が10時から15時20分、大体、平均4時間ということで、

利用者によって変わりますが、祝祭日を除いて平日ということで今お教えいただきました。
ありがとうございます。

(3) 共同作業所には、資源回収作業や農作業、下請作業や自主製品の製作などの作業があるとお聞きしております。生活介護、就労継続支援B型の工賃は幾らか、また、時給及び日額についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 生活介護、就労継続支援B型ともに1日の工賃は600円で、時間当たりの工賃は150円となります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

工賃600円、時給にすると150円ということで、大変賃金が低いと私は思っております。

(4) 共同作業所を利用する場合、1か月の負担額は幾らかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 利用者負担につきましては、世帯の住民税課税状況によって異なりまして、非課税世帯に属する利用者は負担がございません。

利用者53名のうち、3名が課税世帯に属されておりまして、1か月当たり9,300円または3万7,200円を上限に負担をされております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） (5) に行きます。

課税世帯の方が作業所を利用する場合には、月額9,300円または3万7,200円ということで利用料がかかるとお聞きしております。昼食代は原則として実費負担となっております。

そこで、利用者の負担軽減のため、昼食代、例えば弁当代などを町独自で支援する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川健康福祉部長。

○健康福祉部長（中川 豊君） 京丹波町共同作業所以外の事業所で、生活介護や就労継続支援B型のサービスを受けておられる方もございますので、特定の事業所に限定した支援は現在のところ困難というふうに考えておりますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

ます。

○議長（梅原好範君）　松村君。

○11番（松村英樹君）　負担軽減のため、町独自というのはなかなか難しいとお聞きいたしましたが、作業に行かれて、1日工賃600円いただいて、弁当代を500円払ったら何も残らないという声をお聞きしております。私も、一般質問をさせてもらったのが、住民の方のお声を聞かせていただいて、1日4時間ほどで600円いただいて、弁当を頼んだら500円要ると。ご飯だけ持つていけばそれ以上にはなりませんけども、残りがほとんどありませんというお声をお聞きいたしまして、一般質問に出させていただきました。厳しいようですが、何とか町のほうで100円なり150円でも結構ですので、全額500円というのの大変難しいと思いますけども、その一部を補助していただけるようなことができないか、またぜひ検討をお願いしたいと思います。

3点目に、マイナ救急の周知・徹底について、質問いたします。

マイナ救急とは、総務省消防庁が救急業務の円滑化を目的として全国展開を進めている事業であります。健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用し、その情報を救急隊の方がカードリーダーを利用し読み取ることで、受診歴や服薬情報などを救急隊員が正確に知ることができ、傷病者の負担軽減や迅速な病院の選定などが期待されております。

ただし、この事業は、傷病者の同意を基本としていることから、同意が得られない場合やマイナ保険証をお持ちでない方や健康保険証を利用登録されていない方については、通常どおりの方法で搬送先医療機関の選定が行われるそうです。

マイナ救急は、2022年度から実証実験が行われており、来年度から本格運用される予定であります。

（1）本町において、マイナ保険証の利用登録者数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君）　大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君）　町で把握しております国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者の本年4月末時点の数値になりますが、国民健康保険では、被保険者数が2,839人に対しまして、マイナ保険証の利用登録をされているのが1,854人でございます。

また、後期高齢者医療保険では、被保険者数3,313人に対しまして、利用登録をされているのが2,155人でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君）　松村君。

○11番（松村英樹君）　ありがとうございます。

ただいま、マイナ保険証の利用登録、また、国保の登録人数をお聞きいたしました。

（2）マイナ救急について、住民の方へ周知・徹底が必要であると考えます。どのように周知しているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君）　松山総務部長。

○総務部長（松山征義君）　マイナ救急につきましては、令和7年度から京都中部広域消防組合においても実証実験に参加をされているということでございます。

事業の周知に関しましては、京都中部広域消防組合が令和7年6月1日に発行されました広報誌「あんしんダイヤル119」にて掲載をされておりまして、6月の行政文書配達において町内においても全戸配布することで、広く周知を図られているところでございます。

今後におきましても、関係機関から周知に関する依頼などがありました際には、町といたしましても広報活動に協力をしてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君）　松村君。

○11番（松村英樹君）　（3）に移ります。

マイナ救急の制度やメリット、利用方法などについて、住民の方に周知する必要があると考えます。

また、マイナンバーカードに健康保険証のひもづけをされていても、利用登録の方法が分からぬとのお声を聞いています。

そこで、マイナ救急の制度やマイナンバーカードを活用した健康保険証の利用登録の方法などを住民の方に知っていただくことが大切だと思います。病院の窓口に設置してある顔認証付きカードリーダーの横に利用方法や文字やイラストで表したボードなどを設置し、住民の方に周知する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君）　中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君）　京丹波町病院では、窓口の顔認証付きカードリーダーの横に、ご提案のような利用方法を周知するパンフレット等を用意しております。

そのほか、日中は窓口職員、夜間は当直職員によりカードリーダーに不慣れな患者様には利用のお手伝いをして、普及の一助になる取組を行っております。

今後におきましても、病院等の窓口ではマイナ救急のことも含め、職員により利用方法の丁寧な対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　松村君。

○11番（松村英樹君）　ありがとうございます。

私も、この通告書を出してから見に行かせていただいて、京丹波町病院の窓口にはボードが設置されていました。ありがとうございます。

大切な命を守るためにマイナ救急について、住民の方に分かりやすく知っていただくための対策を、また、広報紙やケーブルテレビなども活用していただいて、周知・徹底を図るよう前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、4点目です。

手話言語及び障害者コミュニケーション条例の制定について、質問いたします。

全ての住民の方がお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するために、聴覚障害のある方のコミュニケーション手段である手話を言語として認識するとともに、障害のある方が必要とする多様なコミュニケーション手段を促進することが大切であると考えます。

手話言語条例とは、手話を音声言語と同様の言語と位置づけ、その認識を多くの住民の方に知っていただき、聴覚に障害のある方が手話で円滑にコミュニケーションが取れるように、自治体が行うべき取組を定めた条例であります。手話の学習機会の提供や手話通訳者の派遣、啓発活動などを通じ、手話が使いやすい環境整備を推進するために、多くの自治体が条例を制定しています。

（1）本町において、聴覚障害のある方は、中途失聴の方も含み、人数は何人かお伺いいたします。

○議長（梅原好範君）　原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤　洋君）　身体障害者手帳を交付している方のうち、聴覚障害がある在住者につきましては、90名と把握しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　松村君。

○11番（松村英樹君）　ありがとうございます。

ただいま、90名とお聞きいたしました。

（2）本町における手話の普及啓発について、どのような対策を講じているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君）　原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 南丹市と共同でふない聴覚言語障害センターに委託しまして、手話教室の入門と基礎の講座を開設しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次、3番目に行きます。

聴覚に障害のある方が、緊急情報を受け取ったり周囲の状況を理解するため、手話は命を守るための重要な情報手段となります。災害時などにおける手話での情報発信の必要性について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 先ほど答弁させていただきましたけど、8月31日に宮津市で行われました京都府総合防災訓練に参加させていただいて、避難所等の状況もつぶさに視察をさせていただきました。非常にきめ細かい対応がされていることを実感したところでございます。その中で、当事者団体との面談におきまして、特に避難所における情報の把握なり、被災者への支援情報の入手に不安を感じておられるということを聞かせていただいておるところであります。

手話を言語とされる方にとりましては、手話による情報の入手というのは、緊張とか不安が極度に高まる災害時、緊急時におきまして、平常時と比較できないほどに重要になるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

聴覚に障害のある方が不安を感じることがないように、安心して情報が得られる共生社会の実現につなげることが大切だと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

（4）手話通訳者の育成を図るため、京丹波町と南丹市が合同で、手話奉仕員養成事業として手話教室・入門を開催しております。過去3年間の本町の受講者は何人おられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 京丹波町の在住、在勤者で手話教室・入門を受講された方につきましては、令和5年度に6名、令和6年度に3名、令和7年度に3名となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

次、（5）に移ります。

全ての人がお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するために、多様なコミュニケーション手段の利用を促進することが大切です。本町において、要約筆記や点字、音読などの多様なコミュニケーション手段の利用促進について、どのような対策を取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川健康福祉部長。

○健康福祉部長（中川 豊君） 要約筆記につきましては、ふない聴覚言語障害センターへの委託事業としまして、要約筆記者の派遣、あるいは要約筆記者養成講座を実施しております。講演会等では聴覚障害者だけでなく、多くの方を対象とする情報保障の手段の1つとしております。

利用促進につきましては、それぞれ催しを開催されます主催者の方に、それぞれの役割の配置について広報等、啓発を進めてまいりたいと考えております。

なお、点字につきましては、町として実施している特段の施策がないところでございます。以上です。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

次に、（6）に移ります。

災害時には、正確な情報が命を守るために必要不可欠です。聴覚に障害のある方の中には、文字放送だけでは理解が難しい方や手話のほうが早く情報を受け取れる方もあります。

そこで、災害時に聴覚に障害のある方に、情報を素早く確実に届けるためにケーブルテレビや文字放送だけではなく、手話で放映する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 災害時の情報伝達につきましては、現状、町が運営しております京丹波あんしんアプリであります。テレビの11チャンネルを活用いたしましたデータ放送並びに文字放送を中心に、情報伝達を行わせていただいております。

災害時における手話放送につきましては、災害対応の中で確保していくことは現実的に難しいと考えております。要支援者個人への個別対応であります。平時の番組制作の検討の中などで対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

なかなか大変難しいこととお聞きしましたけども、今後、ケーブルテレビなどで文字放送だけでなく、できれば手話の放送も検討していただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（7）人と人とが関わり合い、お互いの思いを伝え合うことにより社会は成り立っており、そのためにコミュニケーションが必要です。自分の意思や要求をうまく伝えることができない障害のある方が、絵や文字が書かれているボードを指さすことで、自分の意思を伝えることができる多様なコミュニケーションボードを本庁舎や支所の窓口に設置する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川健康福祉部長。

○健康福祉部長（中川 豊君） 現在、窓口では、筆談用の磁気ボード、あるいは音声を文字化する機器等の導入を行っておりますけれども、それぞれのニーズがございますので、それぞれ課題等々も見受けられるところでございます。

ご質問にありますコミュニケーションボードにつきましては、来庁者が選択できる手段の1つとして有効であると考えております。他市町村の導入の事例もあることから、設置を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

他市町村も、まだ私も把握できてませんので、どの辺があるか分かりませんけども、今後またボードを設置いただけたらうれしく思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

（8）全ての人がお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するために、多くの自治体が手話言語及び障害者コミュニケーション条例などを制定しております。京都府下においても、京都市、亀岡市、福知山市、城陽市など、11市2町の多くの自治体が条例を制定されております。

こちらにありますけども、亀岡市の手話言語及び障害者コミュニケーション条例となっております。私、ちょっと中身を見とったんですけども、条例の中では、それぞれの役割とか、絵とか全部書いてありますし、条例の役割、また、多様なコミュニケーションの手段は何とかというようにしてイラストなどをいっぱい使われまして、コミュニケーション条例がつくられております。亀岡市の条例ですので、また参考にしていただけたらうれしいと思います。

そこで、本町においても、手話言語に対する理解の促進、普及及び障害のある方のコミュニケーション手段の利用促進を図るため、手話言語及び障害者コミュニケーション条例の制定をするべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 手話言語条例でありますが、手話の言語としての位置づけを確認し、そしてその普及、習得など、施策の推進、あるいは各主体の責務や役割を定めまして、手話に対する関心を高め、理解を深めるということを目的に制定されると認識をいたしております。

手話言語条例及び障害者コミュニケーション条例は、手話をはじめとする多様な情報伝達手段の存在を認め合うという、強いメッセージを発信することにつながり、共生社会の実現に向けて、大変重要で意義があると認識をしておりますけれども、条例の制定につきましては、今後、研究とか議論が必要だと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） ありがとうございます。

全ての人がお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら、自分らしく暮らすことができる地域社会の実現に向け、住民の方の切実な声を受け止め、政策が実現できますよう、ぜひとも前向きに検討していただくことを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（梅原好範君） これで、松村英樹君の一般質問を終わります。

次に、西山芳明君の発言を許可します。

6番、西山芳明君。

○6番（西山芳明君） 議席番号6番、西山芳明でございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年第3回定例会におきます私の一般質問を通告書に従い行いたいと思います。

今回は、1、持続可能なまちづくりへの取組について、畠中町長と松本教育長に、2、熊及び鹿の被害対策について、畠中町長に、3、放課後児童クラブの現状と課題について、松本教育長に、以上、3項目について質問を行わせていただきます。

まず、1項目めでございます。畠中町長並びに松本教育長に、持続可能なまちづくりへの取組について、お伺いをしたいと思います。

先ほども隅山議員のほうからご質問がございましたけども、今年度も、町内12か所におきまして町政懇談会を開催され、今年の町政懇談会のサブテーマは、「未来へ 幸せつなぐまち」として、健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町の三本

柱を基に、まちづくりについて熱く語られていたのが印象的でありました。

また、8月12日には、次期町長選にも引き続きチャレンジする正式表明もされたところであります。継続したまちづくりに向けて、さらに前進していく強い意思を示されたことに、改めて敬意と大いなる期待を寄せているところでございます。

その中で、町長は、今後、持続可能なまちづくりのため、この先10年間において1万人の関係人口をつくる、100億円の外部資金を導入する、100件の成長プロジェクトを創出するという、3つの挑戦目標を掲げておられます。

そこで、これら3つの目標実現に向けた取組を進められる上での考え方や具体策につきまして畠中町長に、また、教育に関連した質問もありますことから、松本教育長にもお伺いさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。

まちづくりの基本は、何と言っても定住人口の確保であろうと考えております。もちろん、関係人口の創出や2拠点生活者の住民登録の確保は、一定の人口対策になることは十分に理解しております。しかし、先ほども防災の関係でもご質問がございましたけども、実際に地域コミュニティや共助といったふだんの町を維持していくための核となるのは、やはり町内に定住し、日々生活を営んでいる町民一人ひとりの存在なくして立ち行かなければ明らかであると考えております。

本町が合併いたしました20年前の2005年（平成17年）当時の人口は、1万6,893人でございました。令和7年7月末現在の住民基本台帳によりますと1万2,189人と、この20年間で実に4,700人強の減少となりました。もちろん、我が国全体の人口が今や1億2,000万人を切ったとも言われているように、減少に向かっている事実からも、本町の人口減少は当然とは言えますものの、第2次総合計画で策定されました人口ビジョンに示す、今から10年後の2035年戦略人口1万人を実現するためには、いつも町長が発言されておりますとおり、人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくり、その言葉に尽きると言えます。次代の担い手をどう育成していくかが極めて重要であろうと考えております。

現在、取り組まれております中学生たちの探求的な学びと提案の学習や、昨年度からスタートいたしました小学生の皆さんによるこども議会は、まさしく次代の担い手づくりの最たるものであろうと考えます。

そこで、そうした次代を担う小学生や中学生を対象に、総合学習の時間を活用して、役場職員が伴走的に支援しながら、まちづくりのためのプロジェクトを立ち上げたり、行政運営

に関して児童や生徒たちによるインターンシップ制度の創設など、子どもたちが行政と一体となったまちづくりを体験することで、将来、この町に住み続けていこうと思ったり、一旦は町外に出ても、再びUターンしてくる子どもたちが増える可能性も期待できるのではないかと考えます。

新たな総合学習のモデル事業として取り組んではどうかと考えますが、町長及び教育長の見解をお伺いします。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　8月12日に、私は、2期目を目指すということで表明をさせていただきました。その際、今後10年間に1万人の関係人口をつくるとか大変大きな3つの数値目標を掲げさせていただきました。目標は高く掲げて、それに向かって全身全霊をかけて私は挑戦する。立ち向かっていく。そうじゃないとこの町を振興させることは駄目だと私は思っておるところでございます。それほどの覚悟を示させていただいたということでございまして、どうぞご協力、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思っておるところでございます。

昨年度開催の「こども議会」や「ジュニア世代の学びと提案発表会」では、小中学生等の皆さんから、探求的な学びの成果として、まちづくりに対する様々な意見やご提案をいただいたところでございます。こうしたことにして大きな感銘を受けたところでございまして、こういう取組を行っている市町は、京都府の中でも、まず、京丹波町が一番先頭に立っている町ではなかろうかと、そういう自負をいたしているところでございます。

また、昨年、今年と、みずほ夕涼み大会では、瑞穂小学校の児童の皆さん方が実行委員会の一員として、すばらしい企画力なり実行力を示していただきました。本当に私はこのことについても大きな感銘を受けたところでございます。

そういうことで、児童・生徒の皆さん方が、積極的にまちづくりに参画をするということは、自分の未来とか町の未来を自分のこととして考える貴重な機会になるとともに、改めて、自分たちの町の魅力に自ら気づき、そして、ふるさと京丹波への愛着と誇りをさらに高めることに必ずつながっていくことだと私は考えておるところでございます。

本町では、現在も、町の職員が学校へ出向かせていただいて、積極的に各校の学習機会に関わっております。ご提案の取組についても、今後研究したいと考えております。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　現在、町内の小中学校では、地域の課題を考える探求的な学習を地域の方々、そしてまた役場の職員の協力を得ながら、地域に根差した学びとして取り組んで

おります。

その結果、町長からもありましたように、児童・生徒の成長の姿が見られ、取組としては成果が上がっていると教育委員会としても評価をしております。

児童・生徒が、行政と一緒にになってまちづくりを考えることは、町の課題を自らの問題として捉え、次代の町の担い手の育成、ひいては、よりよい社会の実現に主体的に参画しようとする主権者意識の育成につながるものであるというふうに考えております。

ご提案をいただきました役場職員の伴走型のプロジェクトや役場でのインターンシップ制度の導入につきましては、これまでの探求的な学習をさらに深化、発展させるものにつながるというふうに考えられます。教育的観点からも、前向きによく研究したいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　ありがとうございます。

今ご答弁、それぞれ町長なり教育長のほうから頂戴をいたしました。やはり様々なまちづくりに対する事業の取組に対しまして、小中学生が自分事として捉える、主権者意識の醸成にもつながるというような貴重なご答弁をいただきました。ぜひ前向きに進めていただければというふうに思います。

次、2点目の質問に入らせていただきます。

本町には南北に京都縦貫道が走り、インターチェンジが3か所もございます。また、国道につきましても3本が走っていることから、まさに交通の要衝としての優位性は十分に感じられるところであります。この道路インフラの整った地の利を生かし、工場誘致や物流拠点施設の好適地として積極的な誘致に向け、早急にグランドデザインの策定を行い、産業界に町長自らトップセールスを行うとともに、具体的な候補地を選定して、10年間で100億円の外部資金を導入するという挑戦目標をぜひとも実現させ、その調達資金を積極的な企業誘致への投資に充てることで、移住・定住人口の増につなげていくことに取り組んではどうかと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　おっしゃるとおり、本町は、京都縦貫自動車道のインターチェンジが3か所あるという優位性がございます。そして、国道が複数交差する交通の要衝であるという強みがあるということは、客観的な事実であろうと思っております。こうした点、あるいは地理的・地政学的な状況から言いますと、物流拠点施設については、私は適地だと思っておりまして、比較的災害も少ないといった観点からも、非常に優位性はあると思っておりま

す。従前からそうしたことに着目をしておりました。町内の企業の中で、今年でしたけれども、西日本の拠点となる配送センターを自社所有地に整備をされました。非常に大規模なものでございますし、私も立ち会わせていただきまして、見させていただいたところでございます。その会社の方に聞きますと、なぜここに立地したかというと、京阪神地域なり神戸港、舞鶴港、あるいは大阪港にもアクセスがしやすい。伊丹空港にも1時間15分ぐらいで行ける。そういう非常に地理的な優位性があるということでございますし、地震も少ない、水害も割と少ないといったこと也有って、整備を決めたとおっしゃっておったところでございまして、非常にこのことは、私は、我が意を得たりと思ってうれしく思ったところでございます。

そういうところから、本年3月に策定をいたしております「第3期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、食産業や小規模でも成立する成長分野を軸に、外部資金の呼び込みや雇用と定住につながる企業誘致戦略を進めることが重要であると考えておるところでございますし、私自身も、今おっしゃったように、誘致等について自ら赴くこともやぶさかではないと考えておるところでございます。

中山間地域でございまして、比較的大規模団地の確保が難しいという状況はございますけれども、本町の実情を踏まえて、既存資産の活用、小規模分散型の受皿整備により獲得した外部資金の充当と併せまして、府や国の支援制度も柔軟にミックスし、戦略的・継続的な企業誘致を戦略的に進めなければならないと考えております。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　もう既に企業の中では、好立地を注目して整備されておるという実例もございました。ぜひとも積極的な推進を期待するものでございます。

3点目でございます。

町長は、この4年間の町政運営を振り返り、1年目は種をまき、2年目に芽吹き、3年目にその芽が成長し、4年目、結実、隆盛期という表現をされたことがございます。町長のこの4年間に取り組まれてきました町政運営の総括を端的に表したものとして、十分理解のいくところではございます。

さらに、今後4年間の行政運営のトップとしてご活躍をいただくためにも、各事業推進・遂行と時間軸の捉え方について、私見を交えた質問を行いたいと思います。

具体的には、4年をかけて結実、実を結んだ事業もあることは事実として、毎年度、その年度内に結実をしている事業もあれば、新たに種をまいた事業も、芽を吹き始めた事業も多くあったはずであると考えます。

今後の挑戦目標の1つとして、100件の成長プロジェクトを創出するとありますが、新たなプロジェクトに取り組む際に、町民に対しては1年単位での取組事業がより目に見える形で伝わるよう、各年度単位で種をまいた事業、芽吹いてきた事業、成長事業、結実事業を仕分けしたほうがより分かりやすく端的に伝わるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　部長に答えてもらおうと思ったんですけども、私のほうから答えさせていただきます。

事業の実施につきましては、これまでから、事業の性質とか規模、内容に応じて、各年度ごとに仕分けをいたしております。そして、分かりやすい表現に取り組んだつもりであります。

今後、住民の皆様方に十分ご理解いただきますよう、分かりやすい表現に努めることが大事だろうと思っておるところでございます。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　ありがとうございます。

4点目でございます。

町の住みやすさのバロメーターの1つとして、その町の歴史をいかに大切にしていくかは大きな要素の1つと考えます。

本町の文化財保護に関して、条例及び規則が制定をされておりますが、本町のホームページの町指定の文化財のデータベースとしては、長老山の七色の木や導観稻荷のご神木など、木ばかり9点がアップをされておりますけども、他の文化財につきましての資料や記述がホームページ上では見つけられませんでした。そこで、本町文化財等の保護に関して、取り巻く環境や今後の保護の取組につきまして、教育長にお伺いをしたいと思います。

まず、文化財保護に関する条例第9条に文化財保護委員会の設置とございますが、委員会の開催状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君）　西山社会教育課長。

○社会教育課長（西山直人君）　文化財保護委員会につきましては、近年、開催できていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　なかなか情報もなかつたので、そういう想定もしておったんですけど、

2点目の質問です。

文化財保護に関する規則第6条に、文化財指定台帳について定めてございます。現在、台帳に記されております町指定文化財は何件ございますか。また、直近に指定された町指定文化財とはどういったものがあるのか、状況をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 西山社会教育課長。

○社会教育課長（西山直人君） 現在、指定台帳に記載されている京丹波町の文化財は47件あります。直近に指定されました町指定文化財は、天然記念物として樹木が指定されております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） もう少し具体的に、樹木というのはどこのどういった樹木だったのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 西山社会教育課長。

○社会教育課長（西山直人君） 直近で言いますと平成21年度に町指定をしておりまして、7件ございます。

1点目が須知の稻荷神社のご神木の大杉。2点目が塩田谷の岩山神社のスギ。3点目が豊田の九手神社のアラカシ。4点目が安井の浄光寺、夫婦のイチョウ。5点目が質美の八幡宮、鎮守の古木。6点目が大迫、祥雲寺の靈木のヒノキ、7点目が坂原の阿上三所神社の4大巨木となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 今のご答弁をお伺いして、ホームページに掲載されている樹木がほとんど該当することが理解できました。

3点目です。

まだまだ調査すれば、町指定文化財に指定すべき財産があると推察をいたします。今のうちにしっかりと調査をし、保存に取り組んでいかなければ、時間の経過とともにその価値が失われてしまう危険性を危惧しております。早急に条例に沿った文化財の整理を行うとともに、委員会の開催も必要と考えますが、ご見解をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 近年、京丹波町内の未指定でありました文化財が京都府暫定登録文化財に登録されるなど、これまで把握・調査できていなかった文化財が見つかっております。

さらに、指定が必要な文化財はたくさんあるというふうに考えております。

こうした貴重な文化財の損失を防ぐため、急ぎ調査を実施し、保存に向けて取り組んでいきたいと思います。そのためにも、文化財保護委員会の開催を併せて考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　ぜひとも早急に体制を整えていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、5点目の質問でございます。

本町内に存在する歴史的・文化的・自然的財産は、本町独自の唯一無二の財産であり、これらは町の誇りでもあり、人づくりを進める上においても、郷土愛やアイデンティティーの構築に結びつくものとして、大変重要なことは以前から申し上げているとおりでございますが、やはり今後は、町内に存在する歴史的・文化的固有財産をいかにまちづくりに活用するかが重要なテーマだというふうに考えております。今後の有効活用に向けて、教育委員会だけでなく、町部局との横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、郷土愛の醸成やアイデンティティー構築に取り組むとともに、町の魅力として広く発信していくべきと考えますが、町長及び教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　おっしゃるとおり、私も、少子高齢化が進む現況の中、だからこそアイデンティティーをしっかりと確立することは大事です。やはり京丹波町の立ち位置をしっかりと確立することが、関係人口の増加なり京丹波ファンを増やすことになるんだと私は確信しているところでございまして、そういう中で、町民大学というのを発足させまして、京丹波町の歴史や文化の講座を開いて、非常に多くの方が聴講に来ていただいていることを非常にうれしく思っておりますし、私は、まずまずこれはうまく行っている1つの事業かなと思っております。

そういう中で、伝統芸能や文化というのは、本町にとりまして、有形・無形の本当に大きな財産であろうと考えておるところでございます。

本年開催されている大阪・関西万博におきましても、和知太鼓が出演されました。非常に国内外から好評を得たと聞いておるところでございまして、うれしく感じたところであります。

やはり、歴史のあるものは言葉を超えて伝わるものであると思いますし、人を引きつける

重みや魅力があると考えております。実際、町民大学で歴史に関する講座を開いたところ、やっぱり人気があるんです。やっぱり多いです。本当にそれが物語ってのではないかなと思ってるところでございます。

郷土愛の醸成に向けた小中学校での取組のほか、町民向けの発信も含めまして、様々な主体と連携し、取組を強化していきたいと考えております。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　本町に存在します豊かな自然景観、歴史的・文化的な財産であります文化財は、町の魅力を高めるものであり、町民の皆さんの郷土愛の醸成、関係人口の創出など、まちづくりの資源として役立つものであるというふうに考えております。

こうした視点から、教育委員会では、文化財の保護・活用に向けた取組を進めております。これら文化財を広く町民の皆様に知っていただけるよう、先ほど町長からもありました町民大学のテーマに数多く取り上げております。また、地域学芸員講座では、さらに系統的に深く学んでいただけるよう工夫をしております。

また、学校教育では、社会科の郷土学習、歴史の授業で本町の文化財などを取り上げるよう努めています。このことにより、ふるさと京丹波が教科書に書かれております歴史に深く関わっていることを知り、ふるさとへの誇りの醸成、文化財への興味・関心の育成につながり、文化財の次世代への継承、町の活性化につながるものと考えております。

今後は、町内の自然景観や文化財の活用に向け、商工観光課や観光協会と連携を図り、新たな町の魅力として広く発信できるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　ありがとうございます。

ただいま、ご答弁それぞれいただきましたけども、本町の歴史に対する関心を高めるまでの取組というのは、これまでにないぐらい熱心に進められているなというふうに思います。やはり今後は、こうした関心が高まったものをいかにまちづくりに活用していくかということが、今後の大変な取組課題になるであろうというふうに考えておりますので、ぜひ提案をさせていただきました。

以上で、1項目めの質問を終わりまして、次に、2項目めの質問に移らせていただきます。

2項目め、熊及び鹿の被害対策につきまして。

先日、夕方の午後7時過ぎに町内を走っておりましたら、突然、左側の集落のほうから右手の山手のほうに向かって黒い物体が車の前を横切りました。これまで100キロ近いイノ

シシを見たことがありますので、一瞬イノシシかなというふうに思ったんですが、全く比較にならないぐらい大きな体で、イノシシとは全く違って重量感のある走り方でしたので、間違いなく熊でございました。初めて目撃をして、以前には鳴き声はちょっと聞いたことあったんですけど、実際、あんな大きな熊に襲われたら、ひとたまりもないなと改めて恐怖を感じたところでございました。

本年4月に、改正鳥獣保護管理法が成立し、今月1日より施行されました。人の生活圏に侵入して危害を及ぼすおそれのある熊やイノシシなどを想定し、一定の要件を満たせば、市町村長の判断で銃の使用も可能となりました。近年、特に、山の木の実などが大凶作の年には、人里に出没し、民家の近くにある果樹等を食い荒らす事象が続発をしております。特に、令和4年秋には、実際、私の住んでおります集落内でも、各家の柿の実がほとんど熊の食害に遭ったことがございます。こんな事象はこれまで初めてのことでございました。熊の習性として、一度おいしい餌の在りかを知り得たら、間違いなく再び出没する可能性は高く、この秋も果樹が豊富の見込みであることから、極めて用心する必要があろうかというふうに考えております。

一方、年々、鹿による農林産物への被害も極めて深刻さを増しておりまして、絶対生息数の減少に向けた対策が喫緊の課題と言えます。そこで、熊及び鹿による被害の現状と今後の防止策につきましてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目です。

町として熊の被害防止のために、これまで取り組んでこられた具体的な対策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君）　山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君）　被害防止対策といたしまして、目撃情報があった際にはあんしんアプリによります啓発、目撃情報が多発する場合につきましてはチラシ等を活用いたしました啓発、そしてまた、電気柵の設置に関します補助のあっせんなど、また、振興局、南丹警察署、猟友会、市町で構成する対策会議での情報共有などの連携を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　2点目です。

京都府のデータによりますと、京都市、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、舞鶴市の由良川の東エリアを範囲に生息するツキノワグマを丹波個体数と呼んでいるよう

ございますが、その生息数は、令和5年度において約350頭と推計がされております。また、出没情報につきましては370件、令和元年度以降、減少傾向にあるとされておりますけども、通報されていないケースもあるのではないかと言われておりますが、本町における過去5年間の出没件数についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 出没件数については、令和2年度以降でございますけれども、大体1年間平均5件程度であります。ただし、昨年度、令和6年度につきましては、突出いたしまして、14件の出没情報があったところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 3点目です。

民家の近くに出没した場合には、捕獲おりによる捕獲も試みられておりますが、以前、私の住む家の近くに出没した際に、おりの設置を要望いたしましたところ、既にほかに貸し出しているため捕獲おりに余裕がなく、対応不可能との回答でございました。全町的にこれだけ熊の出没頻度が高まっている中で、おりの絶対数が足りていないのではないかと考えますが、その後、改善を図られているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 現在、町で保有します熊の捕獲おりにつきましては、京都府から貸出しを受けてます2基、現在、保有しているところでございまして、また、京都府でも、このほかにおりを保有されておりますので、またそれを亀岡市や南丹市のほうにも貸出しをしております。必要時には、京都府及び近隣市町間において、それぞれ保有する捕獲おりを貸し借りするなどの対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 2基しかないということなんんですけど、今年もかなり心配をしておりますので、拡充をぜひとも進めていただけたらというふうに思います。

4点目でございます。

今度は、鹿の関係でございます。

農林産物に対するニホンジカの被害につきましても、極めて深刻な問題となっておりますが、京都府の資料では、ちょっと古いんですけど、令和2年度の鹿の生息数が9万6,000頭、被害総額は7,300万円とのデータがございます。既に5年前の資料でございます

ので、現在はさらに多くの生息数となっていると想像できます。これまで、本町内における生息推計頭数を調査した経過はあるのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 京丹波町内を対象とした生息推計頭数の調査というのは、行っておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 動物ですので、あちこち移動するので、なかなか生息数を把握するというのは厳しいかと思いますが、特に夜間なんか走行してますと、相当数が道の縁の田んぼとか道路脇の草をはんでる状態をよく見かけます。調査はされてないということでございますけども、5点目に、本町内におけるニホンジカの捕獲頭数を見ますと、令和4年度1,787頭、令和5年度1,980頭、令和6年度1,745頭と、コンスタントに捕獲をされております。このことは、獵友会会員の皆さんをはじめ、狩猟免許を保持しておられます方々が懸命の努力をいただいているあかしであろうということもよく理解をし、大いに感謝をしているところではございます。

しかし、幾ら駆除してもらっても、それ以上の繁殖力で生息頭数が増加をしているのではないかと考えますが、現状についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 京都府が出されております資料でございますけれども、推定個体数の推移によりますと、鹿の生息数は、今後、減少していく傾向を示されているところでございます。

また、本町の捕獲頭数の推移を見ましても、平成28年度の2,440頭を最高に、現在、鹿の生息数は微減傾向にあるものと思っているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 今のご答弁で、もう少し深掘りをさせていただきたいと思います。

生息数は減少傾向に向いてるんじゃないかということですが、先ほど調査をしてないということでございましたけど、根拠的には何を根拠に減少傾向にあると申されているのか。改めて、説明をよろしくお願いします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 先ほど答弁させていただいた数字ですけれども、獵友会のほ

うで毎年捕獲をしていただいてます頭数の年度推移をグラフ化して見ていくと、先ほど言いましたように、平成28年度を最高に、一定数減少している傾向が見られますので、生息数とそれが比例するかどうかというところはあるんですけども、減少傾向にあるんじゃないかということで推察しているところでございます。そのほかの資料には特に基づいてございません。

平成28年度から見てみると、その年度年度によって、多少捕獲頭数は1割程度で減ったり増えたりというようなグラフを示されているところでございますけれども、そのグラフの平均をたどっていくと、傾き傾向にあるのかなということで推察しているところでございます。

令和5年度につきましては1,980頭ということで、令和6年度より多いわけでございますけども、その前の令和4年度につきましては1,787頭ということで、多少年度によりまして1割程度の増減はあるんですけども、過去から見てみると捕獲頭数は右肩下がりになってるようなことが見受けられるということで、こういう答弁とさせていただきました。

以上です。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　ちょっとすとんと落ちないような状況でございまして、実際の実態調査ができるないというのが一番気になるところでございます。もちろん狩猟免許を保有されている方がどういった状況にあるのか、あるいは猟友会の会員さんがどういった状態にあるのかということも、やっぱり捕獲頭数との因果関係というのは当然出てくるんじゃないかなというふうに思いますし、若干難しいとは思いますけども、何かの形である程度、生息数の推測ができるような取組が必要かなということを今お聞きをさせていただきました。

6点目に、京都府でニホンジカに関しまして、指定管理鳥獣捕獲等事業という制度が設けられまして、生息密度が高く、捕獲が進んでいない地域において、市町村と連携して鹿の捕獲を推進する事業が行われております。こうした取組を進める上で、基本となりますのが、まずは、生息密度の高い地域の実態調査、加えて、その捕獲方法の対策につきまして、具体的に実行計画を立案することが必要と考えます。

そこで、この事業を活用して、全国的にも実証が進んでおります大型囲いおりを活用し、鹿の習性を逆手に取り、同時に複数を捕獲する方法について提案をさせていただきたいと思います。

鹿は、極めて順応性の高い動物と言われております、また、特に雌鹿は、ふだんから群れで生息していることが多く、こうした習性を利用し、山間部の耕作放棄田等を利用して、

大型の囲いおりを設け、出入口を解放したままにして、おりの中には鹿の好物の植物やら家畜用のミネラルブロックなんかを設置するなどして、抵抗なくおりの中に入り込むようになるのを待ち、ある程度、鹿の警戒心が低くなつた頃を見計らつて、一度に複数の鹿を捕獲する対策に取り組むことを提案申し上げたいと思います。その際、おりの遠隔監視や遠隔操作ができるようなICTやIOT等の機器も多く出回つてのことから、それらを活用して、おりの見回りや捕獲負担を少なくし、軽減をする中で、そうした対策を併せて実施することも望ましいと考えますが、取り組む考えはないかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） 本町でも、約10年前でございますけれども、AIゲート付きの捕獲おり、それから、ドロップネットという大量に捕獲をするような、ほかのところと比べて先進的な取組を早めに実証した経緯があったわけでございますけれども、自動装置等コスト面を考えると、従来から設置をしておるおりのほうが有効的にその当時捕獲ができるというような判断から、実際のところは導入をしなかつたというような実態がございます。

また、特に、ドロップネットにつきましては自動ではなく、地域の方が一定の場所に隠れていただきておって、たくさん入ったときにボタンを押してドロップネットを落とすというような仕組みをやっておりました。また電磁石を活用したものでありますので、その部分が故障したりという部分があったので、一定、その時期については、ほかの地域への普及はなかつたというように思っております。

今、議員からご提案いただきました大型の囲いわなについては、全国各地でも実証されております。特に、鹿については、北海道でよく実施されておるのは、夜間に餌を置いて、集まったところを特区を申請して銃で捕獲するとか様々な取組がされております。特に、スマート鳥獣対策というのも、今、国のはうが進めておるところでございまして、囲いわなであつたり、通常の有害捕獲の中で、わなに入ったものを監視に行かなくてもよいというような事例も全国各地で実施をされておりますので、今後、委託をしております獣友会とも検討しながら、進めてまいりたいなというように考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 今、部長のはうからご答弁ありました。10年前とは、もう随分と今、この有害対策についても日進月歩で進んでると思いますので、ぜひ積極的な取組をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（梅原好範君） 西山議員の質問の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は

13時15分とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時15分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、西山議員の質問途中から会議を再開いたします。

西山君。

○6番（西山芳明君） 次に、3項目めの質問に入らせていただきます。

放課後児童クラブの現状と課題につきまして、松本教育長にお伺いをいたしたいと思います。

今年度より放課後児童クラブの運営を民間企業に委託をされ、また、瑞穂地区「のびのび2組」の移転建替工事契約が今定例会に議案として上程が予定されているなど、利用者の需要に応えるべく運営体制の充実に向けた取組がなされておりますが、現状と今後の課題につきましてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目です。

昨年度、入部の待機が一時発生をいたしましたが、今年度に入ってからは発生していないのかお伺いをします。もし、発生したのであれば、その後、解消されているのかお伺いをします。

あわせて、待機が出るほど需要が高まっている背景についても、お伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 今年度の放課後児童クラブの利用申込み状況は、年度当初の時点におきまして、ひまわりを含む1組の申込定員を超過している状況でした。

4月以降に5名の新たな利用希望がありまして、待機となっていたため、支援員の増員などの受入れ体制を整えていただき、5月20日時点で待機は解消いたしました。

その後さらに、1組ひまわりに4名の利用希望がありましたが、体制が整っていましたので、受入れをしております。

したがいまして、現在の待機は解消しております。

また、放課後児童クラブの需要が高まっている背景といたしまして、女性の社会参画が進んでいることや核家族の増加、勤務地の遠方化のほか、入部に係る負担金の見直し等によりまして、児童クラブが利用しやすい状況になったことが要因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○ 6 番（西山芳明君） 現在は、対応されておるということでご答弁をいただきました。

2 点目でございます。

放課後児童クラブは、単に児童たちを預かるという側面のみならず、プラス学習面におきましても、一定の質的な充実を図ることが子育ての町・京丹波の観点からも必要と考えますが、今年度より運営を民間に委託をされたことによりまして、質的にはどのような改善が図られたのか。また、課題となっている点はないかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 放課後児童クラブの民間への業務委託による改善点ですが、1つには、これまでの課題でありました支援員の確保の課題です。先ほど待機児童に関する質問でも学校教育課長がお答えしましたが、1組の支援員を4名から1名増員することができ、待機の解消とともに、新たな入部希望にも対応することができました。このように、支援体制の充実が図られたというのが1つの大きな改善点であります。

2つ目の改善点としては、児童や保護者の要望に応え、夏休み期間中に劇団を招いての人形劇の鑑賞実施、預かり時間の延長、夏休み期間中の弁当注文サービスの実施など、提供するサービスの向上につながりました。

今後の課題としては、さらなるサービスの向上を目指し、支援体制の充実、支援員の資質向上、人材の育成が必要であると考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○ 6 番（西山芳明君） ただいま、教育長のほうから、民間に委託をして多大なメリットがあったということをご報告いただきました。

3 点目でございます。

長期休暇中の昼食につきまして、保護者の方から強い要望のありました件に対して対応すべく、希望者に昼食の注文ができる体制が本年7月22日からスタートをしたと聞いております。その現状についてお伺いをします。また、課題となっていることはないか、併せてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 7月22日の夏休みの開始日から、委託事業者であります株式会社ハーベストネクストによりまして、「おべんとネット」というスマホアプリを通じて、お弁当を注文することができます。

1食504円で、メニューは日替わり、事前にお知らせをして、2日前までの予約注

文としていただいております。

お弁当は、各組に配達いただきまして、お弁当殻についても回収を行っています。

7月は、22日からの8日間で48個、8月は、22日までの12日間で31個の注文がありました。

おおむね満足いただいておりますが、年齢に応じた量の調整や、より子ども向けメニューの提案、また、注文方法などについて、弁当事業者と今後検討される見込みというふうに聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　少しでも保護者の負担を軽くすべきという趣旨での対応かというふうに思いますけども、やはり昼食について、例えば、金額面とか内容について、先ほど課長からの答弁のあったとおり、課題も何件かお伺いもしておりますので、今後、さらに検討を加えていただいて、よりよいサービスの向上に努めていただきたいというふうに思います。

4点目でございます。

支援員につきまして、前年度までは町の会計年度任用職員でございましたけども、民間企業に在籍となりまして、身分や給料等、待遇面における具体的な改善が図られたのかお伺いをします。また、支援員の安定的な確保はできているのか。先ほど1名増員ということもお聞きしましたけども、十分な確保ができているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　支援員の委託企業に在籍して以降の雇用の状況についてですが、支援員については、主任支援員、支援員、補助の業務などの区分と、それから、雇用形態・働き方の希望に応じ、月給制の正社員と、時給性のパート職員として採用されております。

正社員の給料については、月給制となったため安定し、金額についても改善をされております。

また、パート職員についても、前年度までの雇用条件を下回らないように、雇用契約を行っていただいております。

支援員の安定的な確保については、先ほどお答えしたとおり、必要な確保がなされております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　ありがとうございます。

特に、正社員については、月給制になったということで、例えば、長期休暇中でありますと、会計年度任用職員でありますと休みを取らざるを得んというようなところで、結構収入に変動があったのが月給制になり、安定をしたのかなということで理解をさせていただきました。

次、5点目でございます。

放課後児童クラブを利用されております保護者の中で、預かり終了時刻を現状の午後6時15分から、あと15分延長して6時30分にしてほしいとの要望があると聞いております。こども園の保育時間の延長が午後6時30分であることも踏まえ、あと15分延長することができないのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 終了時刻の延長につきましては、4月から15分の延長を実施しております、7月までに198件の利用がありました。

さらに、終了時刻の延長につきましては、支援員体制の確保も必要となることから、委託事業者とも協議を行いまして、利用者のニーズを含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） ぜひ前向きな検討をよろしくお願いします。

次、6点目でございます。

のびのび2組の関係でございますけども、移転建替計画につきまして、具体的な進捗状況と利用開始の見込みにつきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） のびのび2組の新築工事については、請負契約について、今議会におきまして提案をさせていただく予定としております。

工期は令和8年3月31日まで、6か月間を予定しております。令和8年4月1日からの利用開始を見込んでおります。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 了解しました。

最後の質問になります。7点目でございます。

現在、のびのび2組が使用されております旧みずほ保育所につきましては、耐震性もないことから、移転後は、ほかへの活用は非常に難しいと考えます。空き家のまま放置をします

と、雑草の繁茂や小動物のすみかなどになる可能性も非常に高いというふうに想定ができます。そうならないうちに解体撤去の方向で検討すべきと考えますが、移転後どのような計画となっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　移転後の施設については、耐震性の課題もありますので、教育施設等としての活用は、ご指摘のとおり難しいものと考えております。現時点で、具体的な計画は持っておりませんが、先ほどご指摘のありましたような点も十分考慮して、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君）　西山君。

○6番（西山芳明君）　当然、取壊しにしましても、相当な金額が必要かというふうになる中で、財政も大変厳しい折から、いつもまでも残しておくとだんだん老朽化の一途をたどる可能性もありますので、ぜひとも取壊しに向けた計画を計画的に進めていただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君）　これで、西山芳明君の一般質問を終わります。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

1番、山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君）　ただいまから、令和7年第3回定例会における山崎裕二の一般質問を行います。

一般質問に先立ちまして、一つ申し上げておきたいことがあります。

1番のことに関してなんですが、私は、「さ・せ・そ」に濁点が付いた「ざ・ぜ・ぞ」というのが、今言ったのは分かってもらえたかなと思うんですけど、「た・て・と」に濁点を打ったような発音になります。というのは、この地域の人は、ほとんどの人が昔はそうだったということです。こんな分厚い本に著しく「さ・せ・そ」に濁点が付いたのが言えない地域というふうに指定されておりまして、そのことを方言学を勉強していた私の妻に指摘してもらって、初めて私も気づきました。

そういうことから、タイトルも言えへんような質問をというふうになってしまいはちょっと恐縮なんですが、遺贈寄附について、レガシーギフトというような形で書いておりますが、別に英語で言いたかった訳じゃなくて、言えないのもあってというようなことです。

一般的には、寄附のござとへんを取った形で見かけるのが多いんですが、この遺贈寄附に

による寄附、相続財産の寄附、信託などの契約による寄附の3つに区分し、寄附者や寄附の意思を伝える方法といった側面から整理するとどのようになるか答弁を求める。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 遺贈寄附のうち、遺言による寄附につきましては、遺贈寄附を行うとする者が、生前に、自身の財産の全部または一部を、国・地方公共団体やNPO法人等に寄附する意思を示すことだと理解しております。

また、相続財産の寄附につきましては、所有する財産を寄附する意思を示すこと。

そして、信託などの契約による寄附につきましては、信託契約を結んだ受託者に財産を託しまして、あらかじめ決めた目的に従って寄附をしていただくという、以上のような認識でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 次に進めていきます。

趨勢として、遺贈寄附（レガシーギフト）が増加している理由を抽出してください。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 一般的に言われておりますのは、全国的に遺贈寄附が増加している要因といたしましては、生涯未婚率の増加によりまして、自身の相続人がいない方が増加していることでありましたり、ご自身の財産を公的な機関でありましたりNPO法人等に託しまして、社会のために有効に活用したいと考えていただく方が増加していることなどが考えられると思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 加えまして、年間死者数が増えていることも当然絶対数として多くの要因ですし、遺言書を作成する人が増えている。これは、5年前から始まった自筆遺言保管制度を利用する方が増えているといったようなところもあるかと思います。あと、家族や親戚関係が希薄になっているといったようなところが社会のために活用したいと考える人も増えている。そういうところもあるかと思います。

3つ目ですが、国境なき医師団による遺贈を検討している方へのアンケート調査、遺贈に関する意識調査というものが取られておるんですが、遺贈先の選定基準として、そこで重視されていた事項を抽出ください。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） ご質問のアンケート調査の結果からは、遺贈先の決定の際に重視する点といたしまして、資金の使い道が明確であること。それから、営利目的でないこと。そして、活動内容に共感できることなどが上位であることが確認できております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 使い道の透明性とか団体としての信頼性が強く求められる傾向にあるといったふうに読み取れるかと思います。

そこで、提案なんですが、この遺贈寄附というものは、人生の集大成として、次世代のために自らの資産を活用してほしいとの思いを形にする有効な手法（メソッド）であり、これはまさにレガシーギフトと言えるものであり、決して後ろ向きなものではないというふうに思料します。町には、旧丹波町時代から30年以上続く、全国トップクラスの町独自による給付型奨学金制度があり、理念に共感いただけた受遺先の候補として、町育英金は、比類ない歴史と給付実績を兼ね備えたレガシースカラシップ。貸与型の奨学金は、これに対しまして、学生ローンとかそういう言い方ができるかと思うんですが、レガシースカラシップであると推挙できます。実際、以前いただいた遺産の寄附といったところは、振興基金に積み立てられた上で、今年、1,000万円が町育英金の基金のほうに繰り入れられているといったような状況もあります。そういうところから、まずは、地元金融機関などと、遺贈寄附等への協力に関する覚書でありますとか、遺贈寄附投資信託を活用したものも含むに関する協定などを締結し、受遺先の候補として認知してもらえるよう、町のホームページなどで広報を展開するといったような取組をしてはどうかと提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現時点におきまして、直ちに広報につきましては、行う予定はしておりませんけども、自主財源を確保する観点からも、本町の取組に共感いただけた方の遺贈先の候補として選択いただけたような取組は有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 地元の京都銀行と滋賀県の市町村であったりとか取組をやってるところもありますし、奈良県の生駒市なんかでは、地元の金融機関と一緒にそういう取組をしている。さらには、日本財團であるとか、先ほど挙げました国境なき医師団とか、そういうところも取組を展開している。日本財團に関しましては、五、六か月前に新聞折り込みのチラシが入っていたこともありました。そういうところから、決して後ろ向きなものでは

ないという認識の下、前向きに取り組んでいただいて、そして、それを共感いただいた上で財源に充てていく。そういうことも考えていただくように求めておきます。

5つ目です。

全国各地からの遺贈寄附の受遺を模索するに当たって、クラウドファンディング事業や寄附金マッチング事業などを運営するレディーフォー株式会社との遺贈寄附分野を中心とした包括連携協定の締結について、検討してはどうかと提案いたします。こちらについても答弁を求めます。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　遺贈寄附を含めました、寄附受領事業の拡大に当たりましては、寄附者と町との接点づくりと、町が推進する取組内容の信頼性が重要であると認識をいたしております。

先ほど課長から答弁いたしましたけれども、今後ともこうした遺贈寄附といったものは拡大していくのではないかと思っておりますし、また、とりわけ、米国なんかでは、寄附による社会貢献というのがかなり盛んに行われているということも聞いております。日本も、今後、そういう傾向が出てくるんじゃないかなと思います。

そういう中で、専門ノウハウを有した民間企業との包括連携というのは、実務面の選択肢を広げる有効な方策の一つではないかと思っております。

実際に、他の一部の自治体では、今申されたように、遺贈寄附を柱とした連携事例があるということも承知をいたしております。

こうした事例や、費用面や運用面などの整合を丁寧に確認するなどして、研究していくたいと考えております。

○議長（梅原好範君）　山崎君。

○1番（山崎裕二君）　いつ受遺先として受け入れられるかというのは、タイミングの問題とかあると思いますので、これをしたからといってすぐにあるわけではないとは思うんですが、まずそういうことに取り組むことによって、そういうことに关心を持たれているたくさんの方にアピールをする。そういうところから、先ほど言ったような町育英金の基金とかに充てていただきたいというようなレガシーな部分、共通するような部分がありますので、そういうところで、またさらに研究を進めていっていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に移ります。

2つ目としまして、道路改良事業についてです。

多分、答弁をつくるに当たって大変だったと思うんですが、まず1つ目としまして、合併

以降、本年度までの20年の間に行った道路改良事業の総額はどのようなものであったのか。あわせて、年平均にするとどのくらいの規模になるのかお示しください。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 平成17年度から昨年度までの総額は約96億円であり、年平均は4億8,000万円です。

今年度の予算額を加えますと、総額は約100億円であり、年平均は約4億7,000万円となります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 100億円は、とてもない金額やなというふうに実感するわけなんですが、道路改良事業の特性としまして、当然考えられることなんですが、何割程度が翌年度以降への事業繰越しとなっているか。同事業の繰越しにはどのような背景が洗い出しできるか、改めて答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 平成17年度から昨年度までの道路改良事業の繰越額につきましては、平均は約5割となります。

繰越しの内訳としましては、関係機関協議を伴います町道蒲生野中央線、用地取得の難航、非出水期の施工が必須となる河川工事及び橋梁工事のほか、大型事業でありました丹波PAが挙げられます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 相手方のあることですので、特に、土木建築課では、事業繰越しが起こりやすいといったような状況にあるかというふうには察しております。

それでは、道路改良に要する経費、資材費や人件費、今、主に高騰してると言われている部分ですが、これを20年前を指数100として比較しますと、10年前並びに直近ではそれぞれどの水準に指数化できるかお示しください。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 人件費の平均、代表的な材料であります、コンクリート及びアスファルトに係る経費について比較した場合、20年前を指数100としますと、10年前は117、本年度は166となります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 何年か前に、認定外道路が補助上限額でどれぐらいできるのかという質問を起こしたときに、大体、100万円の上限で200平米ぐらいのアスファルトの打ち直しができるというふうに聞いたことがあるんですが、最近では、100平米を切るぐらいしかできないような状況になってきてるといったところがあつて、かなり資材費とか人件費が高騰して、同じ道路改良事業をしようと思っても、20年前の1.66倍の予算がかかるとかそういう状況に今なるのかといったことが確認できました。

4つ目としまして、これも大変だったと思います。道路改良事業の主な特定財源として、①合併特例債、②過疎対策事業債、③緊急防災・減災事業債及び④社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）が指摘できます。先ほど確認した100億円とか96億円といった数字を分母として、同20年分の①から④それぞれの額を分子とした場合の各割合を4つお示しいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 平成17年度から昨年度までの事業費に対する財源の平均は、合併特例債10%、過疎対策事業債38%、緊急防災・減災事業債5%、社会資本整備総合交付金をはじめとします国庫補助金、府補助金は37%となっており、残りの10%が一般財源となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 先ほど、100億円と言ってもらった部分で換算するとかなり分かりやすいかと思うんですが、合併特例債でも10億円を充てているといったところがあります。そして、過疎対策事業債だったら38%といったところになるかと思うんですが、それに関連しまして、5番、6番と行きますが、まず、5番、来年度以降、合併特例債の起債が繰越事業以外で不可となります。今日までの道路改良事業における財源10%分として、合併特例債が果たした役割とその検証についてお示しください。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 合併特例事業債でありますけれども、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るための公共的施設の整備など、合併後の自治体が必要な事業を実施する際に活用できる地方債ということになっております。

本町におきましても、多岐にわたる事業に合併特例事業債の活用を図ってまいりましたところであります。合併後の広域的な道路ネットワークの整備とか老朽化した道路の改修を進め

るために、道路改良事業にもこの制度を積極的に活用してまいりました。

合併特例事業債は、道路改良事業に必要な多額の資金を確保するための大変重要な財源として大いに機能いたしておりまして、特に、元利償還金の70%が普通交付税措置の対象となっておりますために、本町の実質的な財政負担を大幅に軽減するという、非常にお得な起債といいますか、そういう制度であろうと思っております。

この制度により、財政的な制約を受けることなしに、計画的に道路整備を進めることができるとなっておりまして、住民の皆様方の利便性向上に大いに寄与することができたのではなかと評価をいたしているところでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 合併特例債の使い道を見ていますと、毎年のように道路改良事業に充てられてたのではないかなというふうに思っております。その中で、合併特例債がこの20年といった節目で、いよいよ一応の区切りを見る中でこの質問を起こさせていただいております。

6つ目としまして、来年度から5年間の新「町過疎地域持続的発展市町村計画」に盛り込む施策のうち、欠くべからざるものとして、過疎対策事業債の発行を見込む、施策区分で言うと交通施設の整備以外といったところで、今言っている道路改良事業以外といったところなんですが、大型ハード事業をひも解いてみますとどういったものがあるか、お示しください。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 過疎対策事業債でありますけれども、過疎市町村が過疎計画に基づきまして行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債ということあります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令において、対象施設等が定められております。本当にこの過疎債があればこそ、本町の施策が推進できているといつても過言じゃない。本当に感謝したい制度でございます。

今後の大型ハード事業といたしまして、新火葬場整備とか畠川ダム周辺整備において、過疎対策事業債の発行を見込んでまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今お示しいただいたように、やはり新火葬場のことが過疎対策事業債において、多分目玉になってくる5年間になるのではないかというふうに思います。

さらには、今までで言いますと、医師住宅であるとかそういったところにも病院の事業債

と半分で充てられていたりいろいろするわけなんですが、今までやつたら 38 %使えていた部分が、次は 38 %というのはなかなか難しくなってくる。総額で言うと 20 年間で 38 億円使えていたやつの毎年平均で出した分の、多分そんなに使えなくなってくるような状況になるのではないかと思います。

そういったところから、もう一度改めて確認したいんですが、③のトレンド、これは物価が上がっているといったところです。そして、⑤の合併特例債の発行が繰越し以外で不可となる。そして、今お示しいただいた過疎地域の計画のことを踏まえて、今後の道路改良事業に関わる新規事業への影響をどのようにシミュレーションしているか。同事業は鈍化するとの算段か。その際の鈍化具合はどのように見積もっているかお示しください。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　先ほど申し上げましたように、合併特例事業債は、道路改良事業におきましても非常に重要な財源であったことは事実でございます。

今後、この財源が活用できなくなりますので、道路改良事業の進捗に影響が生じる可能性があると考えておりますけれども、国や府の道路整備に関する補助制度を最大限に利活用いたしまして、町の財政負担を少しでも軽減できるように事業を進めていく必要があると考えております。

○議長（梅原好範君）　山崎君。

○1番（山崎裕二君）　社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金に限っても、今後、ガソリン税暫定税率が廃止されるとかそういった動きがある中で、あれは 1.1 兆円ぐらいあるという話ですが、一般財源となってるので、道路特定財源として使われているわけではないんですが、かなり 1.1 兆円分のしづ寄せが町の道路改良事業にも影響を及ぼす。全国的にも社会資本整備総合交付金がどうなっていくかといったところもあるかと思うんです。

そういったところから、一つ提案なんですが、ちょっと無謀な提案なのかもしれません、一応聞いておきます。

合併特例債発行の残りに鑑みて、区・自治会から提出されている道路改良要望を改めて吟味し、本年度中に前倒しで合併特例債を主たる財源として事業化し、今後の計画的な執行を標榜してはどうかと提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君）　松山総務部長。

○総務部長（松山征義君）　現在、合併特例事業債の発行残額が、一定程度、確保されている状況でございます。

この財源をどのように活用するかにつきましては、前提といたしまして、令和 9 年度への

繰越しが基本的には不可能な状況となりますので、繰越しが生じる可能性が低い事業を選定して、計画的かつ迅速に実施することが重要であろうと認識をいたしております。

このような中で、比較的短期間で完了する道路の部分的な道路改修などは、繰越しを防ぎつつ、住民の皆様に早期に成果を実感していただけるものと考えておりますので、前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 無謀な提案ではなかったようです。この補正予算を加味して、1億5,000万円ぐらいまだ残高があるのかなというふうに思いますので、できたら今後の状況、過疎債の状況であるとか、物価高騰の状況であるとか、そして合併特例債がこういう状況にある。そして、社会資本整備総合交付金も、もしかしたらそういう状況になるかもしれないといったことを踏まえて、やはりできること、そして、やらなければいけないことに有利な財源を充てていくということが必要だと思いますので、担当課にはご迷惑をおかけするかもしれませんが、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

3つ目に入ります。

道路台帳のデジタル化についてです。

まず1つ目、町における道路台帳の整備状況について網羅的にお示しください。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 現在、道路台帳システムを導入しております、整備をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） それをどのようなサイズでプリントアウトするかにもよるかと思うんですけど、議会事務局に預けていたい道路台帳があるんですけど、とても見れたものではないというか、老眼の関係と思うんですけど、なかなかあれをひも解くのは大変やなというのが実感としてあります。

そういったところで、もう少し聞きたいんですが、道路台帳閲覧・利用上の課題といったところです。例えば、町民の方が、ここの道路は町道やろか、違うやろかということを確認しようとした場合、どのようなアプローチが可能なのかお示しいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 道路種別の確認につきましては、窓口またはメール及びファ

クスにて対応をしております。

メール及びファクスにつきましては、確認する道路が明確となる位置図等を提供いただいた後に、町道名を回答しております。

窓口での対応につきましては、業務用端末にて、職員が印刷した台帳図の閲覧のみを可能としております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 多分そういうことやったと思います。夜中に確認しようと思ってもなかなかできない状況であったり、区長さんでも働かれていたら、役場に出向いたりとかメールするのはなかなか難しい状況にあるかと思います。そういったところから、国や府の交付金、例えば、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆるデジ田の交付金の第2次バージョンですけど、そういったところを活用してやってるところもありますし、町においても道路台帳のデジタル化を進め、簡単に言いますとホームページ上で閲覧できる環境を整えていくべきではないかと提案いたします。グーグルマップに落とし込んでいるような市町村とかもかなりあるんですが、ああいったことであるならば、もしかしたらもっと費用が削減できるのかなという気はしてるんですが、それに取り組む労力が必要と思うので、そういったところも含めて答弁を求める。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 現在、道路台帳のデジタル化につきましては考えてはおりませんが、町民の方の利便性向上のため、ホームページ等で町道路線図の閲覧ができる環境づくりにつきまして、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） いろんな今の状況から考えて取り組めることもあると思いますので、デジタル政策課もありますので、連携していただいて、いろいろと取り組んでいただけるようなことを提案しておきます。

4つ目です。

町育英金について、これで3回目の質問になるんですが、3回目は大学院生についての質問です。別に、私の娘が4月から大学院に行くことになったので、この質問をしようと思ったわけではないんですけど、一応、さらっと行きます。

1番、大学院生は町育英金の対象外となっています。私も、実際に、大学生のときに旧丹

波町の育成金を頂いて大学に通わせていただいて、30年前に大学院に入学したときに既にあつたら、どれだけ助かるかというふうに思ってはいるんですけど、いまだにないといったところから質問をしております。

もう一回言います。大学院生は町育英金の対象外となっています。町育英基金条例にはその目的として、「有能な人材を育成することを目的として、基金を設置する」とあります。明確に書いてあります。国公私立大学の学部生では、有能な人材を育成することという目的が達成可能であるが、修士課程の大学院生では、有能な人材を育成することができないといったようなミスリーディングから対象外としているのか。ちょっと聞き方が意地悪ですが、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　本町の育英資金の支給は、経済的理由により就学困難な方を支援するという趣旨に基づき、高等教育終了までの支援を基準としてまいりました。

その基準設定においては、これまでの社会状況では、大学や専門学校卒業までが一般的であったことを踏まえ、育英資金の対象にしてきたものと、私はそのように理解をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　山崎君。

○1番（山崎裕二君）　2つ目としまして、6年生までを支給対象としております6年制大学、学部で言いますと医学部、これは皆さんご存じかと思います。獣医学部、薬学部、歯学部などの学生は、卒業によって、学士ではなくて修士相当の取扱いが一般的にされます。そして、そのまま同系統の博士課程に進むことができます。この点からも、4年制大学卒業後に進学した大学院修士課程の大学院生を、一部では対象としているような状況にあるのではないかと考えますと整合性がなく、町が掲げる「教育と子育ての町」の理念とも矛盾しているのではないか、そこが生じているのではないかと私は個人的に考えます。将来的な少子化の流れもしんしゃくし、大学院修士課程の2年間も、町育英金の給付対象に拡充すべく、評議委員会で判断を仰いではどうかと提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　医学部や薬学部等の特定の学部は、学校教育法第87条第2項によりまして、6年間の修業が必要であると規定をされています。6年間の修業を経て学士の学位が与えられるということになっております。そうしたことでも踏まえまして、令和7年度の本町の育英資金の募集分より、そうした学部の6年間を育英資金の対象に含めることとして

おります。

また、ご質問の医学部等におきまして、大学院に進学した場合、6年間の修学をしておりますので、修士課程を飛ばし、博士の学位が授与されるということになっております。これは医療分野の学部の特殊性から、高度な研究力や専門的知識及び能力を身につけるという、本来、修士課程の目的としているところを、既に6年間の修学の中に含んでおりますので、それらを含めた上での学士の授与というふうに考えております。そうしたことから、他の学部の4年制大学の修士課程とは別の考え方によってるのではないかというふうに理解をしております。

ただ、ご提案をいただきました、広く大学院生を育英資金の対象とするというご意見については、育英資金評議員会において検討をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 判断を仰ぐ機会はつくっていただけるといったところで、ここはもうさらっと終わっておきます。

5番目です。

町日常生活用具給付事業についてです。

この質問を起こした私のきっかけとしましては、インターネットで地方議員とアクセスが取れる「イシューズ」というサイトがあるんですが、そこ経由で、京丹波町何々地区在住の方から、このような提案をしてほしい、要望があるというようなメールが送られてきてまして、それで取り組むことにしました。実際、「イシューズ」というチラシは、議会の事務局に青いポストが各議員にあるんですけど、つい1か月前ぐらいに放り込まれていたので、皆さん、ご覧になって登録されようとしてる方もいらっしゃるかと思うんですが、そういったところから、私の中では、町政懇談会とかになかなか行けないような方が、そういったツールを通じて要望されてきたことが質問になってるのではないかというようなことを思っております。その中で、7つ提案を含めて質問をしていきますので、答弁をまた求めていきます。

まず、1つ目としまして、町障害児（者）日常生活用具給付事業の目的と給付している用具等種目の主な内容（区分）についてお示しください。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 京丹波町障害児（者）日常生活用具給付事業につきましては、地域生活支援事業の一つといたしまして、障害者や障害児の日常生活上の便宜を図るために必要な用具を給付したり、住宅の改修を行ったりすることで、その福祉の増進を目的とする

事業でございます。

給付する用具の主な区分及び種目につきましては、自立生活支援用具では入浴補助用具、排せつ管理支援用具では紙おむつやストーマ装具等となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今ひも解いていただきました。それで思い出したんですが、町民の方からお教えいただいたんですけど、要綱の中に洋式トイレとあると思うんですけど、今聞いてもらったら、和式に対する洋式とみんな大体思われると思うんですけど、漢字が様子の「様」になってます。また確認していただきて、必要だったら直してください。私が知らないだけで、もしかしたら様子の様を使った様式トイレというのがあるのかもしれないんですけど、一応付け加えておきます。

2つ目としまして、給付対象に加える（または、加えない）用具等種目の選定・非選定基準、決定プロセスについてお示しください。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 国は、障害者等が安全かつ容易に使用できて、実用性が認められるもの、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるものなど、日常生活用具の要件を示しております。

給付対象の種目とするかどうかの決定につきましては、こうした要件と制度の目的等を勘案し、個別に判断することになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） やはり国の基準というのが一つ準拠しているところが大きいのかなと思うんですが、その中でも、個別にこういうのは必要やということは判断してくるんやといったところも答弁いただいたと思います。

実際、今、給付対象外の用具等種目に関する相談とか要望があった場合、どのように対応しているのか答弁をください。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 紙付対象外の用具等に対する相談や要望があった場合には、例えば、補装具費の支給など他の制度で目的を達成することができないかを検討し、該当制度がない場合には、他の市町村での日常生活用具給付事業の実施状況等を参考に、対象の種目とするかどうかの判断を行うことになると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 対象になつてない場合でも、要望があつた場合、相談があつた場合、そういうふうに取り組んでいただいているということは、非常に町民の方に寄り添つた対応になつてゐるかと思いますので、ぜひそれをまた膨らましていっていただけるような提案になればというふうに思つております。

4つ目としましては、用具等種目に対する公費負担限度額の定め方はどうなつてゐるのか。また、昨年度、額を増やして見直しが行われてゐるかと思いますけど、その見直しがなぜ行われたのかといったところをお示しください。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 現在、日常生活用具給付事業の単価（給付基準額）につきましては、事業の実施主体である各市町村において決定することとなつております。本町では、長年単価の改正ができておらず、京都府内の他の市町村とも金額の乖離が生じておりましたので、他の市町村で決定されている給付基準額を参考に、改正を行つたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 改正を行つていただいて、より実勢に近づいた価格になつたのではないかなというふうに思つておりますので、よかつたなというふうに思つております。要綱などを調べる中で、こういったところにもたどり着きましたので、その理由をお示しいただこうと思って質問を起こしております。

続きまして、5つ目ですが、同一（類似）用具等種目で、今言つた日常生活用具給付事業と町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の基準額に差異が見つかつてしまつた。これがあるのはなぜかお示しください。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業につきましては、京都府が統一した基準単価を決定しておりますが、障害児（者）日常生活用具給付事業は、国等から統一した基準額が示されておらず、実施主体である市町村が単価（給付基準額）を決定しており、金額に差が生じていると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君）　国のほうでも見直しが行われる可能性はもちろんあるとは思いますが、やはり同じ車椅子であっても違う単価であるところは、町として同じ車椅子を給付するのであるならば、見直さないかんところとと思いますので、担当課は健康推進課になるかと思いますけど調整していただいて、取り組んでいただきたいなというふうに付け加えておきます。

6つ目としましては、障害児（者）や家族の方々への日常生活用具給付事業に関する情報があるかと思うんですけど、周知方法についてどのようにしているかお示しください。

○議長（梅原好範君）　原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤　洋君）　町では、ホームページによる周知や窓口における相談に対して対応をしております。

また、相談支援事業所の相談員の方が本人やご家族から要望を聞き取られまして、制度の案内をいただく場合もあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　山崎君。

○1番（山崎裕二君）　それでは、7つ目の提案なんですが、先ほどちょっと提案の含みになるような答弁も漏れ聞こえてきたかなと思うんですが、それとそこがなかつたらいいなと思うんですけど、技術的進歩が目覚ましい支援機器などの動向やニーズに即応できるよう、粒度を上げ、要するに網目を細かくして、漏れがないようにといったところかと思います。用具等種目などの見直し（追加）を、速やかに行える体制を構築していくべきではないかと提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君）　原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤　洋君）　支援対象となります種目や単価（給付基準額）につきまして、他の市町村における制度内容に関する情報の収集に努めまして、事業の適切な水準を保ちますとともに、住民のニーズの把握にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　山崎君。

○1番（山崎裕二君）　この質問事項の冒頭に申し上げましたように、インターネットを通じて要望をいただいた内容をお示ししますと、介護用のだっこひもを日常生活用具給付事業に加えてほしいといったような要望が届いておりました。実際調べてみると、各市町村によって介護用だっこひもは、多くはないんですけど年々増えている。最新で見れたところで言いますと、100市町村ぐらいはその対象に加えているといったようなところも確認できました。ホームページ上でそういった市町村をまとめているサイトもありました。

そういうところから、切実な要望だったと私は思いますし、アクセスしてきた方法が私からしたら、2年半、3年ぐらい前に京都新聞の夕刊にその記事が載ってて、これは登録しこうかなと思って登録して、登録したら事務局の方から、京丹波町のような小規模な市町村の地方議員のお役に立てるまではまだまだ時間を要するかもしれません。ただ、こうやって登録いただいたことによって、無料で提供してもらうセミナーとかを議会議員同士で見たりしてるんですけど、そういうところもありますし、有効に活用していただけるように、またブラッシュアップしていきますというなことを事務局の方から電話を聞いて、それから3年ぐらいがたつかなと思って、その中で、初めてそういう要望が通じて届いたので、これはやっぱりどうにかしてでも、今回、一般質問しとかなあかんかなというふうな思いでさせていただきました。そういうところも含みおいて、それだけではないと思いますけど、より町民の方に寄り添った福祉であることを願っております。

それでは、最後の京丹波イノベーションラボについてです。

官民連携プロモーション組織の京丹波イノベーションラボは、タウンプロモーション戦略を検討する合議体としてのルーツを持ちつつ、もともとはこれで始まったのかなというふうに思っておりますが、この戦略の策定のみにとどまらず、例えば、クリスマスマーケットなどのイベント主催、小・中学校、高校、大学との連携など、これまでとは一線を画した新しい切り口での事業をふ化してきた。卵をかえしてきたというふうに思っております。一連の取組をどのように評価しているのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波イノベーションラボでございますが、令和5年からプロモーション戦略の策定に向けた合議体として、活動を続けてきていただいたところでございます。

戦略策定した後は、今おっしゃったようにクリスマスマーケットなどのイベント主催とか、あるいは地域の教育機関・国内外の大学との連携を通じた町の認知を一層深めていくこと、あるいは若年層のまちづくりへの参画、さらには、民間資源の活用などに対しまして、前例のない新たな着想でいろんな事業を進めていただきました。これは他の自治体には見られない非常に先駆的な取組だと、私は高く評価をしておりますし、また、一定の成果を上げてきたと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） このイノベーションラボ、イノラボというような略称で呼ばれます、やはり近隣市町村でラボというような行政の関係してするような組織ができると、一体何をやるラボなんやろうかと。ラボは実験室とかそういう意味なんですが、そういうふうに思っ

て見るようになりました。その中で、やはり京丹波町のイノベーションラボというのは、特筆すべき成果を令和5年度から生み続けてるんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、2つ目ですが、昨今、須知高校生が京丹波イノベーションラボの活動を体感して、刺激を受けて、自主的にイノベーションラボ部、部まで言っていいのか、高校生版イノベーションラボとか呼び方はいろいろあると思うんですけど、創設し、組織化し、須知高校の活性化を中心とした地域課題の解決に向けたアクションを行っている点は、特に刮目に値すると思っております。この前も、来年受験の中学3年生とかに向けて、須知高校はすごいんやでというような主体的な取組も取り組んでいただいたりして、40人ぐらいの参加者があったんじゃないかなと思うんですけど、好評を博したといったところもあるかと思います。こうした活動は、教育的な見地からも、極めて有意であると考えますが、町としての認識を町長に答弁を求める。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 須知高校の生徒も、イノベーションラボの活動にいたく刺激を受けまして、共鳴をし、そして、自ら課題を見いだして解決に向けて行動している点は、教育的にも地域づくりの観点からも極めて意義の深いことだと思っておりますし、町としても高く評価しておりますし、また、こうした発想なり活動というのは、非常に全国的にも京都府内的に見ても珍しい事例なんじゃないかと思っておるところでございます。

生徒数が減少するという課題解決への取組の中で、こういう主体的探求が生まれてきたということは、官民の枠を超えた、タウンプロモーションの大きな成果だろうと思っておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 以前、伊藤議員が、須知高校にeスポーツ部をつくったらどうかというような提案をされたことがあると思うんですけど、eスポーツ部はまだできていないわけなんですけど、イノベーションラボ部ができたということは、須知高校を選択する生徒にとってはかなり魅力じゃないかなと。私の息子も受験生なんんですけど、今のところ須知高校が第1志望みたいなんんですけど、できたらイノベーションラボ部の活動に入れてもらえるようなものになればいいなというふうに思っているところです。かなり期待しています。

3つ目としまして、7月1日と書いていますけど、定款を見たら6月の中旬になるかと思いますので、ちょっとそこがあつたかもしれません。京丹波イノベーションラボは、行政組織の一部としての体制から、特定非営利活動法人（NPO法人）化しました。様々なスキルや専門性を備えた町内外の若者など、多種多様多彩な人材が、これまでどおり有機的に関わ

りながら、町に軸足を置いたプロジェクトを進める地域に根差したNPO法人へと転身することは、今後、一層の注目を引くと予期します。同組織の法人化の意義をどのように見据えているか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議員おっしゃるとおり、イノベーションラボの法人化は、役場内の一組織から、地域に根差した自立的な実装主体へと位置づけを明確にするものであると認識しているところでございます。

官民・世代を超えた多様な人材が、継続的に関われる受皿を整えることで、その機動力と専門性を生かしまして、町に軸足を置いたプロジェクトを持続可能に進める仕組みとなったと認識しているところでございます。

また、今後は、責任の所在の明確化ですとか成果の可視化を行っていくべきだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 4つ目ですが、公共サービスが必然的にはらんてしまうジレンマ、なかなか一言では言いにくいですけど、あるかと思います。担い手不足に端を発する地域課題の深刻化、さらには、重なってるような複層化などの課題を、従来の発想に固執せず、スピーディーにひも解いていくには、行政単独ではおのずと限りがあり、できないことはないと思ってますけど、触媒となる存在が渴望されるというふうに思っております。とりわけ、関係人口創出といった観点から、京丹波イノベーションラボに期待する役割を力強く表明ください。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 法人化後の京丹波イノベーションラボにつきましては、行政だけでは届かない外部の人材・企業・大学と地域の課題を素早く結びまして、関係人口を「知る」から「関わる」「担う」へと自然に進める触媒としての役割を期待しているところでございます。

現場の困り事を可視化して適材へ橋渡しし、関係人口となり得る人材の短期滞在や副業、オンラインなどの多様な関わり方を用意しまして、成果を事業・寄附・投資へとつなげて、担い手の裾野を広げていく役割を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○ 1 番（山崎裕二君） 短期的にも中長期的にも期待できる役割というのはかなりあるのかな
というふうに思って、今後を見ていきたいなというふうに思っております。

最後の質問ですが、町のサステナブル（持続可能）な発展のためには、イノベーションラボというのは、単なる委託先の一つとしての視座ではなくて、官民連携の新たなフェーズ（段階）に入った先駆的、戦略的なパートナー（まちづくりの共創者）として、今までにも増して、京丹波イノベーションラボとの協働体制を築いていくべきだと強く主張します。町としての方針についてお示しください。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波イノベーションラボは、官民連携組織ゆえのアイデア力と機動力がございますので、こうしたものをフルに生かしていただいて、町とともに現場を動かす、いわゆる伴走役と私は考えておるところでございます。

町としては、こうした民間で積極的なまちづくりを考えていこう、やっていこうと、こうした動きを私は励行していきたいと思いますし、必要な制度・情報、あるいはネットワークを共有しながら、共にまちづくりを進めていきたいと考えております。

今後、公共性と透明性ということは非常に大事ですから、そういったことを保ちながら、住民の皆様方の利益につながる形で、必要な取組を進めていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○ 1 番（山崎裕二君） 今まで一通り聞いてきた中で、最後の質問にもありましたように、ほかの議員の方も質問されたように、関係人口という言葉があると思います。その中で、関係人口といった場合、ただ単に独り歩きするような言葉になってしまいがちなんんですけど、一つイノベーションラボに期待できるならば、観光協会とかいろんな外部団体がつくった観光案内所というものが世の中にはいっぱいあると思うんですけど、京丹波イノベーションラボには、まずは関係案内所の役割を持ってもらえるんじゃないかな。そこから取つかかりとした町との結びつきであるとかそういったところがあるかと思います。あと 2 か月で議会議員の任期を終えるに当たって、まだまだ京丹波町の発展を願ってやまないわけなんですけど、そういうところで推進力になっていただけるように期待して、今回、私の 2 期目の 16 回目、通算 32 回目の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで山崎裕二君の一般質問を終わります。

次に、畠中清司君の発言を許可します。

3 番、畠中清司君。

○ 3 番（畠中清司君） ただいま、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問

をさせていただきます。

今回は、住民健診について、防犯推進委員について、広報印刷物のデジタル化について、全国都市緑化フェアについての4項目について、質問をさせていただきます。

質問事項1、住民健診について伺いたいと思います。

住民健診は、住民の健康状態のチェック、がん・生活習慣病の早期発見、医療費の抑制・健康寿命の延伸などを主な目的として行われています。多くの項目は無料から数百円程度の自己負担とされていて、がん検診など一部の検査は、自己負担1,000円から2,000円程度の場合があります。実施時期・申込方法は年に1回、春から秋頃に集中して実施され、受診券や案内が市町村から郵送されます。会場型（公民館や保健センターなど）、また、医療機関型（指定病院）で受診があります。予約が必要な場合もあります。メリットとして、市町村が実施するため低価格で信頼性が高く、年齢や性別によって内容が異なり、自分に必要な診察だけが効率的に受けられます。保健指導や再検査も案内され、生活習慣病やがんの予防・早期発見に有効です。

令和7年度、今年度の健診受診は、6月10日から7月6日までの17日間、3会場で行われました。

そこで、（1）としまして、今年度の町の住民健診を受けられた方は、男女別で何人だったのか。そしてまた、昨年度と比較しての増減はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野健康推進課長。

○健康推進課長（宇野浩史君） 令和7年度の住民健康診査に係る受診者数は、現在、集計中であり確定しておりませんが、速報値で健診会場への来場者は2,966人となっております。男女別の人数につきましても確定しておりませんので、昨年度の男女比により算出をいたしますと、男性は1,275人、女性は1,691人となります。

昨年の受診者数は3,102人であり、令和7年度の速報値との比較によれば136人の減少となります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） （2）番としまして、私もそうなんですけども、二次健診が、毎回、年とともに引っかかる率が高くなつて、受けたいけども受けられない、受けられないというか、自分自身のことでですので、受けるのが当たり前なんですけども、京丹波町病院ないしはほかの医療機関へ行くことがなかなかおっくうな人が多いような、私は認識をしておりま

す。

そこで、（2）としまして、二次健診が必要となった方は何人おられるのか。そして、再診の項目として何が一番多いと考えられるのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野健康推進課長。

○健康推進課長（宇野浩史君） 令和6年度の数値となりますけれども、二次健診、すなわち、要精密検査の対象の方は647人であります。

検査の項目で最も多いものは貧血、次いで腎機能、脂質の順番となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 続きまして、毎年度と思うんですけども、再診の受診率が伸びていないと思うんですけども、その原因はどこにあるのか。分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野健康推進課長。

○健康推進課長（宇野浩史君） 精密検査の受検率が伸びないことにつきましては、年齢層別では、後期高齢者の受検率は7割であるのに対しまして、19歳から39歳までの基本健診対象者の受検率が3割にとどまっていることが、主な原因であると考えます。

若い年齢層が3割にとどまっている理由としては、症状がない、仕事の都合などを理由に、精密検査を受検していないということが推測されます。

健康への意識が、ほかの年齢層より低い傾向にあるのではないかというふうに考えております。

今年も、精密検査の紹介状の発送を行った後、11月頃に未受検者に対して受検への勧奨を実施いたします。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 今、健診の結果が各個人宛てに配布されて、結果説明会に行かれると思うんです。毎日飲酒を欠かさずして、そして運動もせずに、メタボの体型、大体、年とともにそういう形になってくるんですけども、多くの方が健診の結果から、思い当たることは本人さんもかなりあると思うんですけども、生活習慣を改めるとリスクが49%減りますよというような格好で看護師さんのほうから指導を受けたというふうに言われてます。そしてまた、毎年同じようなことを言われても、私もそうなんんですけども、聞き流していたということで、数値で突きつけられるとかなりの方がショックであると。前年対比、それから、一

一般的な数値を突きつけられるとショックであったと言っておられます。

そこで、4番目としまして、健康診断を有効活用して健康づくりへの意識を向上させることが健診の意義を高めると考えますが、意識の向上に向けた取組について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野健康推進課長。

○健康推進課長（宇野浩史君） 住民健診の取組では、受診年齢を19歳からとして、若い年齢層への受診機会を提供しており、積極的な受診を勧めております。

また、全地区の公民館等で実施する健診結果説明会のほかに、働く世代にも多く参加してもらうため夜間の説明会も実施しております。

さらに、健診結果返却時には、健康について考えるきっかけになればとしてウェルネス京都丹波ポイント事業のチラシを同封するということもしております。

これらの健康診断に関わる取組は、住民の健康づくりへの意識向上につながるものであると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 先ほど、数字で突きつけられるとなかなかよく分かって治したいなと思う人が多いと言いましたけども、ここ数年、急速にAIの普及によって、健診の結果から疾病リスクを予測するシステムの開発が全国的にも増えているということで、膨大な個人のデータを有効活用して、健康づくりへの意識を向上させることが健診の意義を高めるとも考えられています。

そこで、5番目としまして、予防医療時代への手助けとして、個人の健康データを蓄積して治療の質向上、発症前の予兆検知を見る化し、AIを活用した取組が私は必要と考えるんですけども、見解を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野健康推進課長。

○健康推進課長（宇野浩史君） 健診データは、マイナポータルに蓄積をされておりまして、個人でも閲覧できるようになっております。

また、AIの活用につきましては、市町村が活用をするとなれば、どのようなものとなるのか、国などの情報を収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 今のAI検知が運用できたとしたら、患者ごとに発症を予防するため

の適切な生活習慣の改善方法が提案できて、医師の支援に生かすことも私はできると考えます。医療従事者の負担軽減や地域医療の格差解消にもつなげられると考えます。A I の力を借りながら、暮らしの中でも、効率的に健康管理ができる未来は私は近づいていると思います。

それでは、質問事項 2、防犯推進委員について伺いたいと思います。

(1) 京都府南丹船井防犯推進委員協議会は、現在、京丹波町に 3 支部あり、そのうち、瑞穂支部は平成 6 年 4 月に活動を始めまして、全員が青色防犯パトロール従事者として活動されております。防犯推進委員の役割について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 防犯推進委員の皆さんには、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指しました、自主的な防犯活動を展開いただいておりまして、取組を通じまして地域の犯罪被害防止に向けた役割を担われております。

以上でございます。

○3 番（畠中清司君） (2) としまして、防犯推進委員さんの資格や条件について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 条件に関しましては、活動の意欲でありましたり能力のある方、地域の活動に熱心な方、地域の実情に精通している方など、地域安全運動に理解が深く活動的な人などとされておりまして、2 年間の任期で、管轄する地域の警察署長と防犯協会会长から委嘱を受けられております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3 番（畠中清司君） (3) としまして、地域社会の安心・安全を守る上で、非常に防犯推進委員は重要な存在であると考えます。広域交流・ノウハウを共有して、フォーラム発表による他支部との情報交換によりまして、各支部が連携して防犯意識の向上を図っていくことが私は必要であり重要と考えております。防犯活動の取組内容を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 全支部の防犯推進委員さんが集まって防犯活動に関する意思共有を図る総会をはじめ、青色防犯パトロールや通学路等における子ども見守り活動、イベント等での広報啓発、防犯教室等での防犯寸劇など、事務局である南丹警察署あるいは関係機関と連携をされて、地域の防犯力強化に向けご尽力をされております。これら全てボランティア活

動でございまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（梅原好範君）　畠中君。

○3番（畠中清司君）　今、町長言わされたように、2024年5月10日に、委嘱式において、瑞穂支部の20名のメンバーの方が特殊詐欺対策をテーマにした防犯寸劇を披露されました。地域の意識向上に努めておられます。2024年7月6日に近畿ブロックの防犯ボランティアフォーラムがあったんですけども、防犯寸劇で地域の防犯力を高めると題して発表をされました。フォーラムでも好評を博しておられます。

そこで、（4）としまして、瑞穂支部は各地域のサロンなどで、防犯寸劇と講演に取り組んでおられます。防犯寸劇、講演などの活動に対しまして、支部への補助金に上乗せして補助する考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君）　田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君）　瑞穂支部におかれましては、駐在所員の方と合同でオリジナルの防犯寸劇の上映を続けられており、参加されておられる方からは「楽しくて、分かりやすくて、勉強になる」と大変好評であると聞き及んでおります。

先ほどもありましたけども、防犯推進委員の皆さんには、ほぼボランティアとして活動をいただいており、大変お世話になっておりますが、負担金に関しましては、地域の防犯活動に対する支援として各支部に5万円を支出していることから、現状といたしましては、この範囲内で活動いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　畠中君。

○3番（畠中清司君）　中には、働きながらやっておられる方もあると私は聞いております。その方が途中仕事を抜けて、ボランティアとして防犯寸劇をどこかのサロンとかでやっておられると私は聞いております。これからも地域に根差した警察・自治体との連携には、防犯推進委員さんの力がかなり必要だと思います。今、その中でというような課長答弁もありましたけども、ぜひともご検討のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、3番の広報印刷物のデジタル化について伺いたいと思います。

（1）広報印刷物は、多くの自治体が紙媒体の配布を地域の区長さん宛てに依頼をしておりますが、近年、役員の高齢化などで配布が難しい地域があります。現在、人口減少と高齢化が進み、地域住民の支え、組織が弱体傾向にあり、自治会活動の維持が課題となっております。社会環境は、非正規雇用の増加や単身世帯の増加を背景に、孤立・孤独や要介護リスクなどが深刻化して、地域の安心・安全を支える自治会の役割はますます重要であります。

広報の配布における自治会などの地域コミュニティの希薄化や担い手不足について、町としての認識を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 広報等の行政文書の配布につきましては、毎月1回、各区自治会等を通じまして配送をお世話になっておりますが、議員おっしゃいますように、高齢化等が進む中で、区長様や配送に関わる皆様のご負担となっていることは認識しております。各課や関係団体におきましては、配布物の削減や集約等によりまして、送達文書の量を減らすように努めさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 続きまして、2番目の広報の配布に関しまして、町として各自治会、地域などを支援する施策について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 行政文書の配送に係る委託料いたしまして、これは年間を通じてでございますが、各区自治会に対しまして、均等割として3万円、配布部数割としまして1戸当たり600円をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） （3）広報物の役割について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 広報の配布物等につきましては、町民の皆様に対しまして、必要な情報でありましたり事業の内容等を周知させていただくとともに、町政や関係団体の取組に関心を持っていただくことが主な役割であると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 高齢者は、どちらかというと紙の媒体を好む傾向がありますし、また、若年層は、スマート中心で読まれるというようなことが伺えると思うんですけども、それと、言語や文化の違いなどにも今後は対応していかないことには、普通にやっておれば、配布物を読まない人がかなり出てくるんじゃないかなと思います。

（4）として、町政への理解を深めるためにも、広報物を広く住民に届ける体制づくりが私は必要だと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 先ほど申し上げましたような方法で、紙ベースの場合は、毎月1回、各区長様を通じて配布をさせていただいておりますが、その集約化にも努めているところでございますが、なかなか減少していないというのが現状でございます。加えまして、町からのお知らせや行事の案内につきましては、随時、町のホームページやあんしんアプリ、自主放送番組等によりまして、広く町民の皆様に広報をさせていただいておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 5番目として、今後、住民の方もデジタル化をというような方も私は聞いてるんですけども、デジタル化の流れは私は止められないと思うんです。自治会などで、私の地区だけデジタル化をテスト的にやってほしいという声が上がりましたら、身近なところからデジタル化を推進できいかと私は考えてます。今後、町のモデル事業として後押しをする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 行政文書の配送方法につきましては、行政内部でも検討を始めております。現在、行っている町のホームページ、京丹波あんしんアプリ、自主放送番組等によるお知らせのほか、お知らせする文書の整理を行うなど、様々な意見も伺いながら進めていくべき事項であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） ありがとうございます。

若年層やスマホ利用者への情報到達性の向上、インターネットやスマホの普及、紙媒体の閲覧率の低下、ペーパーレスなど、今後も、デジタル化については、町のいろんなこともデジタル化になっていくのと同じように、紙媒体からデジタル化に可能な範囲で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、4番目、全国都市緑化フェアについて伺いたいと思います。

日本の原風景とも言える農村・里山など緑豊かな自然が広がる京都丹波において、恵まれた環境と文化的価値、その魅力を地域に暮らす人々と訪れる人々が共に享受し、新たな地域振興のポテンシャルを生む機会をつくるとともに、都市と農村の交流を促進し、心豊かなライフスタイルによる新たな時代の幸福社会の実現に寄与することを目的として、全国都市緑

化フェアが開催されます。

そこで、（1）「全国都市緑化フェア in 京都丹波おもてなし風景交付金」の対象事業団体の募集が、5月30日を締切りとして行われました。応募団体、交付決定団体数を伺いたいと思います。そしてまた、そのうち、町内の団体数も併せて伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会事務局のほうに確認しましたところ、応募団体及び交付決定団体は、ともに20団体です。

うち、京丹波町内の団体数は2団体です。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 再質問で、先ほど町内の団体が2団体という答弁をいただきましたけれども、どの地区でどのような内容の事業が採用されたのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 京丹波町内におきましては、丹波地域で2団体の採用となっております。

内容としましては、花の植栽またはプランターによる花の植栽をされることとなっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） それでは、（2）の「おもてなし風景交付金」の応募の要件を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） おもてなし風景交付金は、美しい景観で京都丹波フェアを盛り上げ、来訪者が満喫できる花の植栽をする団体に交付されるものでございます。

対象団体は、京都丹波地域を主な活動範囲とする団体でございまして、対象事業は、一つ目に、植栽した花が公道から展望できること。二つ目に、花の植栽や来訪者増加について、地権者や近隣住民等の合意形成が図られていること。三つ目に、植栽する花は9月中旬から11月上旬に開花する見込みのものとすること。四つ目に、令和7年度と令和8年度に継続して実施することが要件とされています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君）（3）としまして、採用となった団体に対して、町として今後の関わり方はどのようになるのか。そしてまた、不採用となった団体があるのかどうか分かりませんが、どの条件がクリアできずに不採用となったのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君）小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君）行政が実施しております全国都市緑化フェアの活動に、ご賛同を得ている団体と考えておりますので、緑化フェアを共に盛り上げていけることに期待をしているところでございます。

また、おもてなし風景交付金につきましては、不採用となった団体はございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）畠中君。

○3番（畠中清司君）（4）としまして、全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金の対象事業団体の募集が、6月20日を締切りとして行われました。同じように、応募団体と交付決定団体数を伺いたいと思います。そのうち、町内の団体数も併せて伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君）小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君）こちらにつきましても、緑化フェア実行委員会事務局に確認をしましたところ、応募団体25団体に対しまして、交付決定団体は15団体でございます。うち、京丹波町内の団体につきましては、応募団体2団体に対し、交付決定団体も2団体でございました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）畠中君。

○3番（畠中清司君）これも同じように再質問で、先ほどの町内の団体が2団体という答弁をいただきましたけども、どの地区でどのような内容の事業が採用になったのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君）小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君）こちらにぎわい事業交付金につきましても、京丹波町内では丹波地域で2団体の採用でございました。一つの団体につきましては、土や花に触れる喜びや楽しみを知っていただくため、花に興味を持っていただくために植栽体験イベントを実施されることとなっております。もう一団体におきましては、地元の神社保存委員会が実施されます、曳山事業を通じまして、来訪者との交流を深め、交流人口の増加を図るという内容となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） （5）としまして、にぎわい事業交付金の応募の要件を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） にぎわい事業交付金は来訪者が京都丹波の魅力を体験、体感できる交流イベントを実施する団体に交付されるものとなっております。対象団体は京都丹波地域を主な活動範囲とします非営利の団体であり、対象事業は、一つ目に、イベントと京都丹波フェアの情報を積極的に発信すること。二つ目に、参加者が地域住民と交流できる仕組みがあること。三つ目に、イベント終了後も参加者に地域情報を発信できる仕組みが、あることが要件とされています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 先ほどと同じように、（6）としまして、採用となった団体に対しての町としての今後の関わり方、そしてまた、不採用となった団体があった場合は、どの条件がクリアできずに不採用になったのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） おもてなし風景交付金の採用団体と同様に、行政が実施いたします全国都市緑化フェアの活動にご賛同を得ている団体と考えておりますので、緑化フェアを共に盛り上げていけることに期待をしているところでございます。

また、にぎわい事業交付金につきまして、不採用団体は10団体ございました。

理由といたしましては、予算額を超える応募がございましたので、緑化フェア実行委員会の審査委員会におきまして、募集要項にある審査基準に基づき審査し、採点合計の上位15団体を選定したためでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○3番（畠中清司君） 7番目としまして、来年度も、おもてなし風景交付金とにぎわい事業交付金対象事業団体の募集を行うのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 来年度も募集する予定とされています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　畠中君。

○3番（畠中清司君）　再質問で、来年も行うのは、時期的には今年度と同じような月を予定されているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君）　小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君）　募集時期につきましても、本年度と同様と伺っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　畠中君。

○3番（畠中清司君）　どっちも2団体ということで、少ないのか多いのか普通なのか、ちょっとよく分かりませんけども、来年度もやられるということですので、8番目としまして、今後、募集があれば、多くの町民の方に応募していただけるような要件が私は必要じゃないかなと思うんですけども、見解を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君）　栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君）　現時点では、団体に対する募集のみとされているところでございますけれども、事務局側で、一定、募集要項的なものを見直すというところも聞いておるところでございますので、今後、来年度に向けて、また詳細については報告があるというように思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　畠中君。

○3番（畠中清司君）　9番目としまして、今後、おもてなし風景交付金とにぎわい事業交付金以外に、全国都市緑化フェアの啓発のための交付金事業などは予定されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君）　栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君）　現在のところは、両交付金以外の事業は予定は聞いていないところでございますけれども、また新しい情報が入り次第、皆さんに周知をしたいというように思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　畠中君。

○3番（畠中清司君）　これで質問は終わりなんですけども、京都丹波フェアの事業全体を通じて、積極的に環境に配慮した取組を行うことで、地域の環境の再認識につながったり、また、かけがえのない地域の環境を守っていくことの大切さが共通の認識であり、次の世代に継承されて活動が継続していくことなど、京都丹波フェア開催の効果を一過性で終わらせな

いことを念頭に、フェアで行うような取組がレガシーを創出して、フェア閉幕後の京都丹波地域の持続的な発展や、活性化につながるような事業展開をよろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（梅原好範君） これで、畠中清司君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は3時15分とします。

休憩 午後 2時56分

再開 午前 3時15分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、山崎眞宏君の発言を許可します。

2番、山崎眞宏君。

○2番（山崎眞宏君） 議席番号2番の山崎眞宏です。

議長より発言の許可を得ましたので、発言させていただきます。

今回は5項目挙げております。

事項1、通学・通学路の安全対策について、事項2、京丹波町病院の充実について、事項3、道の駅施設・指定管理者制度について、事項4、庁舎利用機能について、事項5、企業版ふるさと納税についての5項目について、質問させていただきます。

質問に入ります前に、今回の一般質問が、今期1期4年の最後の質問になります。2021年12月議会の初めての質問は大変緊張して、原稿を棒読み状態だったことを思い出しております。今も緊張はしておりますが。町長も最初は緊張してるとおっしゃってましたので、一緒かなと思いながら。

さて、この7月に行われました参議院議員選挙や東京都会議員選挙において、日本人ファースト、あるいは都民ファーストといった言葉が多くの有権者に共感を持って受け入れられたことに、私は大きな意味を感じております。国政においても、地方政治においても、誰のための政治かという問い合わせが改めて問われているのではないでしょうか。時代がどれほど移り変わろうとも、政治行政の根幹にあるべきは住民一人ひとりの暮らしに寄り添い、声を受け止め行動すること、まさに住民ファースト、町民ファーストの視点であります。町長が直接町民ファーストとは口にされてませんが、町長の行動は町民ファーストだと私は感じております。京丹波町においても、人口減少や高齢化、地域資源の活用といった様々な課題に直面する中で、いま一度、町民の声を第一に、町民の暮らしの実感に寄り添う政治が求められていると強く感じております。今回は、こうした住民ファースト、町民ファーストの視点に立ち、幾つかの点について、町・町長の見解を伺いたく、以下、通告書に沿って質問させ

ていただきます。

まず、事項1、通学・通学路の安全についてお伺いいたします。

本町においては、多くの小学生が徒歩通学を続けており、地域の自然や日常の中で、心と体を育む貴重な時間となっております。子育て環境、京都府トップクラスを目指すとされていることからも質問させていただきます。保護者、特に低学年の児童の親御さんから、通学路の安全対策についての意見や要望を聞かされます。特に、この異常気象、体温を超える高温の中で、徒歩通学をしている児童にとっては災害といつても過言ではありません。7月に行われました町政懇談会にて要望が出された件につきましては、町長をはじめ、教育長に早急にご対応いただいたことに感謝申し上げます。

それでは、1点目の質問です。

徒歩通学児童に対しては、下校時の気温、暑さ指数等を確認して下校の指示はされているのか。また、豪雨予報等も確認され下校を指示されているのか。対応をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 徒歩通学の児童に対する高気温や豪雨予報への対応につきましては、学校と連携しまして、気象情報を基に、迅速な対応に努めています。

また、具体的には、気象警報等が発令された場合には、京丹波あんしんアプリでの発信や保護者への連絡を通じて児童の安全確保を図るとともに、必要に応じて下校時間の調整や学校待機の措置を講じております。

今後におきましても、児童の安全を最優先に、柔軟な対応を進めてまいります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次に、2点目です。

先ほども申しましたが、保護者、特に低学年の児童の親御さんから、通学路の安全対策についての意見や要望を多く聞かされます。町政懇談会において出ておりました同様の意見や要望がほかの地域でもあるのではないかと思います。丹波ひかり小学校、竹野小学校、下山小学校、瑞穂小学校、和知小学校、各小学校における登下校に対する意見・要望等は、学校、地域懇談会も含め、大まかに分類するとどのようなものであるかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今議員からございましたように、本当に今年の夏、昨今の新聞報道でも、史上一番暑い夏であったとそんなふうにも言われております。町政懇談会でもご要望もいただきましたし、学校からも様々な要望をこの間聞いておりました。教育委員会として

も、やはり災害級の暑さであると、これについてはしかるべき対応が必要だということを踏まえまして、特に、各小学校、中学校に、猛暑対策との関わりでの、特に通学に関わっての意見・要望を求めました。

その結果、各学校から寄せられましたのは、徒歩通学児童生徒及びバス通学に関する意見・要望、特に、昨今の異常気象とも言える猛暑への配慮を含めた、通学路の安全確保などの要望が上がってまいりました。

特に、具体的なものとしては、距離の長い徒歩通学で、猛暑対策としてバス利用が可能な場合、夏季限定のバス利用、あるいは乗車場所の変更など、こうしたことを求める要望が上がってまいりました。

これらの要望を受けまして、関係します小学校及び関係機関と協議をいたしまして、2学期の始業日（8月29日）より、結果としては二つの小学校に関わる部分での夏季限定のバス利用、あるいは乗車場所の変更などの措置を実施いたしました。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 今答弁いただきましたように、私も、いつも毎日子どもと歩いてるんですが、この2学期から歩く距離が短くなりました。というのは、バスに乗っていくということになったので短くなったんですが、やはり子どもにとっては、帰りも暑くなくてうれしいという声をよく聞いておりますので、ありがとうございます。

今言いましたように、私も、毎日子どもと一緒に歩いてるんですが、歩いてる中で、歩道があるところを歩いているのはまだ安心感があります。ただ、歩道のないところで、朝の通勤車両が多い中、歩道もなく側溝に蓋がない場所もあります。側溝に子どもが落ちることが毎年のように起こっております。私も、実際に2回見ておるんですが、子どもにはそっちを歩かないようにとは言ってるんですが、ちょっと横を見たりして側溝に落ちたりするというのがあります。また、中学生が自転車で落ちたということも聞かされております。

このような場所、事象発生は、学校・町は把握されているのか。どのような認識であるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） そのような、特に道路が狭くてかつ路側帯も狭い、側溝に蓋がないといったような箇所については、学校からも通学路の改善として要望は聞いております。

また、今ご指摘をいただいたような事例についても、学校はその事象を把握をしておりまし、教育委員会にも連絡をいただいております。歩道がきちんと整備をされていない通学

路については、児童生徒の安全確保が教育委員会としても極めて重要な課題であるというふうに認識をしております。

これらについては、学校等から寄せられた要望については、町で開催しております通学路等安全推進会議に具体的な要望を出して、国・府・町の道路管理者、あるいは警察、教育委員会等で個々について検討し、それぞれの改善策を検討いただいております。

しかし、時間のかかるものがあつたりしているのも事実であります。こうした状況ですのと、登下校の見守りについては、議員にもお世話になっておりますように、地域の皆さんにもお世話になって、児童生徒の安全確保に引き続き努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 町長及び所管課から答弁ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） では、次に、通学路の安全点検は、年何回、どのような方法で実施されているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 通学路の安全点検は、先ほど教育長からも申し上げました通学路等安全推進会議において、教育委員会、学校、町関係機関、警察、国・府等の道路管理者等が合同で年1回実施しております。また、年3回始業式の日に合わせまして、教育委員会職員でも実施をしている状況です。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 異常気象や安全上のリスクが増す中で、児童をただ歩かせるだけでなく、安全な徒步通学環境の保障が行政の責任であることを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、事項2の京丹波町病院の充実についてお伺いいたします。

町民の皆さんの健康を願い、健康維持することに対しての取組が行政サービスの一番にあると考えます。町長も、健やかで幸せな町と健康についても取組をされております。京丹波町における地域医療の要である国保京丹波町病院において、医師の確保は重要な課題であると認識しています。とりわけ、人口減少や高齢化が進む中で、町民が日常的に安心して医療にかかる体制を維持するためには、常勤医師、非常勤医師の確保と定着は極めて重要です。

そこで、1点目の質問です。

京丹波町病院の常勤・非常勤医師の確保は十分にできているのか。常勤・非常勤医師の人

数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 京丹波町病院の診療体制につきましては、常勤医師のほか非常勤医師として、京都府立医科大学をはじめとする関係病院からの派遣の上に成り立っており、現在のところ、何とか確保できている状況でございます。

医師の人数につきましては、常勤医師は内科3人で、加えて内科専攻医として京都第一赤十字病院等から3か月交代で1名ずつ在籍しており、常勤医と同等の勤務をしております。

非常勤医師は、内科5人、外科3人、整形外科2人、小児科8人、皮膚科2人、精神神経科1人の21名でございます。

そのほか、24時間365日の救急医療を提供するために欠かせない日当直には、京都府立医科大学の内科を中心に、多くの診療科の医師が当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次です。

国保京丹波町病院として存続するために、医師の確保は大前提であるが、そのほかに必要なこと、課題についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町には、医療資源が非常に少なくて、そういった意味で、国保京丹波町病院というのは、町民の健康を守る砦として、本当に重要なポジションを占めていると思っておるところでございます。

そうした病院を今後とも持続可能な存続する病院としていくためには、やっぱり将来にわたって町の地域医療を担っていただける医師の確保が一番大きな課題であろうと思ってるところでございます。

先ほども課長から答弁ございましたように、おかげさまで、何とか今、医師の確保はできている。これは、京都府あるいは府立医科大学、また関連する病院、例えば、第一赤とか、あるいは明治国際医療大学とか、もちろん中部医療センターもございます。そういったところからの派遣もしていただいている。皆さんでこの京丹波町病院を存続させようという、そういったところのご協力を仰いで存続できること、本当に私は感謝申し上げたいと思ってるところでございます。

また、これから、とりわけ若い医師に地域医療に魅力を感じていただける取組も必要だろうと考えております。

また、公立医療機関というのは、地域医療機関として住民福祉への貢献という大変重要な役割を担っている一方、片や経営という要素が入ります。ここは公営企業でございますから、公営企業としての採算性も求められるという大きな役割も持っているところでございます。

しかし、病院を取り巻く環境というのは、非常に厳しいものがございます。急速に進む人口の減少、あるいは人件費が年々上昇しているということあります。これは全国的に人件費の上昇によって、昨年度は相当コストパッシュ要因となっているところでございます。また、医療機器も老朽化しておりますので、更新もしなければならない。施設のメンテナンスも高額の費用がかかっております。そうした多くの課題があるところでございますけれども、本町の地域包括ケアシステムの医療拠点としての役割を十分に果たせますように、引き続き、職員一丸となって特色のある、あるいは魅力のある病院・診療所づくりに取り組んでいくことが大事だろうと思っておりますし、そうしたことを頑張ることによって、お医者さんとか看護師さんが、一回、京丹波町病院へ行って働いてみたい、そういう病院にすることが大事だろうと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） では、次、3点目です。

医師確保のための課題解決の一つとして、医師支援策で住宅環境には取り組まれておりますが、その他町として工夫されている取組をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 医師住宅を整備したところ、非常に喜んでいただいておるところでございます。これも、医師確保に大きな役割を果たしておるところであります。この事業を推進してよかったですと私自身思っておるところでございます。

本町は、いわゆる地域医療を提供する現場であることから、先ほど言いましたけども、地域医療を総合的に学びたいという若い医師を受け入れる体制づくりも行っております。

その取組につきましては、垣田病院長が地域包括医療・ケア認定医として、また、令和5年度から京丹波町病院が基幹施設となりました「地域総合診療専門医研修プログラム」における専門医及び指導医として、地域医療に志ある若い医師を受ける体制を整えておりますし、これは垣田院長の熱意でもって、こうした医師を育てていこうという姿勢が本当に顕著に現れているところでございます。

また、初期研修医に地域医療に触れていただきまして、地域医療に携わる道を将来の医師像の選択肢に入れてもらうことを目的に、研修の受入れを積極的に行っているところでございます。毎年のように研修に来ていただくということで、本当にうれしく思っております。

そのほか、令和6年度から本格的に施行されました「医師の働き方改革」につきましては、京丹波町病院ではその要件を大きくクリアいたしておりまして、今後とも、超過勤務を最小限にいたしまして、健康管理あるいはタスクシェアにつきましても進めていくということで、魅力ある職場となるように努めているところでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次、4点目です。

現在の京丹波町病院の医療体制の補完策として、認定看護師及び診療看護師の配置状況や活用状況はどのようにあるか、それぞれの人数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 認定看護師及び診療看護師の配置はございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 先ほどから、お医者さんを確保するのはなかなか難しいということで、こういう方がおられたらというふうに一応確認させていただきました。

次、5点目です。

病院に限らず、各職種、各職業ともに人員が不足していると言われている中、今後においても、医師確保は難易度が高く難しくなるのではないかと思います。医療体制をより充実させる策として、認定看護師及び診療看護師を採用することで、少しでも医師の負担が軽減されるを考えます。また、患者さんに対しても、不安感が払拭されるのではないかと思います。

そこで、今後、こうした認定看護師及び診療看護師の専門資格の育成、採用、活用の可能性について見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 京丹波町病院は、町民の皆様に僻地における地域医療の提供に力点を置いておりまして、現在のところ、認定看護師や診療看護師を育成等を行う考えはございません。

しかしながら、高齢化の進む中、認知症に関するにつきましては、入院医療、外来医療における看護技術の向上につながり、訪問看護にも欠かせないことがありますから、研修の受講等によるスキルアップには、特に力を入れているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 今の答弁を聞くと、次の質問をしていいのかなと思うんですが、一応

6点目です。

今後、認定看護師及び診療看護師の受験など、認定に要する費用補助を行うことなどについてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 将来的に必要と判断した場合には、資格取得に必要な費用を補助すること等によりまして、志ある看護師を応援したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 診療看護師等でしたら、大学院まで行って大変難しい試験があったり、いろいろハードルが高いことがあります。ただ、人口が減る中で、お医者さんは確実に減るんですから、普通の看護師じゃなくて、診療看護師等も入ってこられると、その辺も補完できるのかなと思い、今は質問させていただきました。

次に、事項3の道の駅施設・指定管理者制度についてお伺いいたします。

まず、1点目です。

前回、6月議会でも取り上げておりました道の駅直売所における年会費及び販売委託料について、特に、小規模栽培され出荷されている方から、年会費や販売委託料が高いと聞かされます。今回、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の増改築もされ、売場も広く明るくなると聞かされております。各道の駅直売所における町内の出荷者に対しては、年会費及び販売委託料の見直しを俎上に上げ、出荷者協議会の意見も聞く中で大幅な引下げを提案いたします。見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 道の駅直売所に関することでございます。今、議員からもありましたとおり、年会費・販売委託料は、出荷意欲ですとかに品ぞろえに直結する重要な要素だと認識はしているところでございます。

今、議員からもありましたとおり、本年の6月議会の一般質問でも同種の答弁をさせていただいておりますとおりでございますが、直売所は、委託販売を基本とします運営形態でありまして、運営者については、出荷者協議会等の声を丁寧に聴取しつつ、時勢における物価・人件費・光熱費等の環境条件ですとか、サービス水準とのバランスを踏まえた負担金等の設定・見直しが必要であると考えておりますが、基本的には運営者が決定していくものであるということでございます。

そこで、設置者であります町といたしましては、公の施設における指定管理者のモニタリ

ング、いわゆる監視を通じて、設定根拠の透明化と説明責任の徹底を促しまして、出荷者の皆様の負担と売場の持続可能性の両立を共に図ってまいる所存であるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次に、現在、進められております道の駅「瑞穂の里・さらびき」及びグリーンランドみずほの増改築に関するお伺いいたします。

以前にもお伺いいたしました、指定管理者であるグリーンランドみずほ株式会社が管理されている加工施設が、指定管理者でない町内民間企業に貸出しされており、施設使用料が徴収されていないことがありました。その後、対応はどのようになったのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） これも以前ございましたけども、当該加工施設の取扱いにつきましては、まずは、施設全体の管理・運営を指定管理者であるグリーンランドみずほ株式会社に委ねている枠組みを前提としておりまして、その中にある管理に関する基本協定の第7条に基づきまして、第三者委託しているという状況でございます。

利用料につきましても、過去に答弁をさせていただいておりますけれども、管理委託料と相殺するという考え方で決定されたと確認をしているところでございます。

しかし、現在は、さらなる整理を行うことといたしまして、指定管理者と協議をしている状況でございまして、今年度予定しています指定管理の更新・協定見直しのタイミングになるんですけども、ここで再委託の方法ですとか使用料等管理委託料の関係整理も含めました、さらなる運用の明確化を図っていくこととしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 今の答弁で言いますと、結論としては以前と変わっていないということで受け止めます。

現状の使用方法に対して、もともと事業者の選定プロセスの透明性や契約内容に関しても、外からは把握しづらい状況にあると考えます。また、製造されている加工品についても町内産食材の活用が限定的である上、地域における雇用の創出にも大きくつながっていないのではないかと認識しています。

地域資源を生かし、公共施設としての使命を果たすという観点からも、こうした入居条件や運用実態の在り方についてこの機会に見直すべきではないかと考えますが、再度見解があ

ればお答えください。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 一部、議員おっしゃるとおりでございます。現在、契約関係ですとか選定の経緯、料金の取扱い、第三者の利用手続、地元産食材の活用、雇用への波及など、指定管理者からの報告と現地確認によりまして、より実態把握を進めているという状況でございます。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、今年度予定しています指定管理の更新・協定締結のタイミングで見直しを含む再整理を予定しているというところでございます。

そして、年度協定ですとか業務仕様・報告様式の整理を通じまして、選定・利用の手続や情報公開の範囲を分かりやすく示すなど、運用の見える化を図る方向で検討してまいります。

さらに、地元資源の活用ですとか地域雇用への配慮は、公共施設の趣旨に照らしまして重要と認識しております、今後、協定・評価の中で反映できるように指定管理者と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次、3点目です。

グリーンランドみずほの農業研修施設「フードバレー農場」の人材育成とはどのような取組であるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 現在、実施しておりますフードバレー農場につきましては、地域商社京丹波と連携して取り組んでいる事業でございまして、都市部で暮らす方に京丹波町で農業を学んでもらい、定着につなげていく取組でございまして、地域おこし協力隊の制度の仕組みを活用しております。

また、育成カリキュラムにつきましては、地元農家をはじめ農業公社や府の機関なども関わっていただきまして、農業技術の習得に取り組んでいただいております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次に、マスターズ農園の区画数及び借り入れされている方の人数をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えいたします。

8月末現在のデータでございます。マスターズ農園は、全区画数が30区画でございまし

て、ご利用区画数は 22 区画でございます。

また、ご契約をいただいているご利用件数につきましては、11 件となっているところでございます。

件数と申しましたけれども、ご契約いただいている利用人数、利用家庭とも言えると思うんですけれども、人数というのは把握がちょっとし切きれおりませんけれども、契約をいただいている家庭数というのが 11 件でございまして、その 11 件が 22 区画を利用いただいているという状況でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2 番（山崎眞宏君） 次、5 点目です。

合併後、最大の事業であった新庁舎建設を終えて、今後しばらく大きな投資的事業の予定はないと推察しておりますが、今回、グリーンランドみずほの増改築がなされているが、グリーンランドみずほの再整備による、今後の町の財政運営への影響についてはどのような見通しを持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） この道の駅の整備に関する財源でございますけれども、実に事業費の約半分を国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金と言われておりますけれども、こうした交付金の有利な財源が確保できました。こうしたものを充当することとして交付決定を受けたということで、これは非常に私はありがたいことで、国の担当の方に本当に感謝申し上げたいと思っておるところでございます。

また、その補助残、あと 2 分の 1 でありますけれども、合併特例債という大変有利な地方債の充当を予定いたしております。先ほど議論がございましたが、合併特例債は今年度で最後ということでございます。できるだけこれを使わせていただくということ。こうしたことでも町の単独負担を最大限抑制してまいりたいし、それはできると私は考えておりまして、一般財源の他の事業への圧迫度というのは、非常に抑制されたものではないかなと思っておるところでございます。

さらに、今後の工事の進捗と併せまして、指定管理料、また、維持管理費の見通し、収支への波及というのをしっかりと点検してまいりながら、中長期の財政運営に負担とならないように、常に確認をしてまいりたいと思っております。

何よりも、こうした巨費を投じて整備する道の駅でございますから、効果を最大限発揮することが目的でございます。観光振興と食産業による稼ぐ力、地域の活性化を最大限に効用を発揮するように目指してまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次の質問6点目です。

今の町長の答弁にもちょっと絡むと思いますが、今年度の指定管理期間が終了するグリーンランドみずほ、道の駅「和」の運営を現指定管理者が運営を担う中で、施設の立地や規模、周辺環境といったポテンシャル、潜在能力を生かし切れていないのではないかという声も一部にあります。現運営者が現状の施設環境や地域資源を十分に生かしながら運営できていると考えておられるのか。町としてどのように評価されているのか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 道の駅というのは、近年、全国的に非常に多くなってまいりまして、それぞれが非常に工夫を凝らして、道の駅自体が自立した1つの魅力ある施設としての歩みを見せ始めておるところでございますし、非常に個性化が図られているというところがござります。

ですから、最近では、都市部住民等にとりまして、道の駅施設の関心も、あるいは需要も、非常に高まっていると思っておるところでございます。

そういう中で、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の再整備につきましては、その潮流にしつかりと乗った取組を行う必要があります。

また、道の駅「和」につきましても、製品等を自主開発して、いろんな工夫を凝らして開発をされている、非常に努力もされているというところでございます。

そういう中で、現指定管理者につきましては、コロナ禍からアフターコロナにかけて大変苦しい経営状況はございました。それを乗り越えられて、最大限の創意工夫と運営をしていただいたところで、これは本当によく頑張っていただいたなという私は評価をしてまいりたいと思っております。

そして、道の駅「京丹波 味夢の里」、道の駅「和」、道の駅「瑞穂の里・さらびき」、この3つの道の駅につきましても、着実に売上高を伸ばされておるわけです。これは本当に努力と汗の結晶だと思っておるところでございます。

他方で、施設環境あるいは地域資源を最大限に活用して、周辺観光との連携あるいは滞在価値の向上などを伸ばす不斷の努力というのもしていかなければならないと思っております。次期指定管理者におきましても、施設と地域が持つポテンシャルといったものをさらに引き出せる提案とか連携を大いに期待をしてまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次です。

グリーンランドみずほ内の宿泊施設「ガーデンロッジ」について、町の企画情報課が主体になり、地域おこし協力隊の登用により再開を目指しておられます。宿泊事業の再開自体は意義があることと考えますが、宿泊施設運営という専門性が求められる分野において、運営者側に業務に精通している専門職員を配置せず、地域おこし協力隊のみで本当に持続的かつ機能的な運営ができるのか。また、運営が可能だと考えておられるのか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） ガーデンロッジのリニューアルに向けて、地域おこし協力隊を2名任用いたしました。

現在、オープンに向けて調整を進めておりまして、人員を含む運営体制等については、指定管理を受けているグリーンランドみずほ株式会社等とも連携しながら、効果的な運営を図るため、現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次、8点目です。

今年度で指定管理が終了する施設について、来年度以降の道の駅運営者の公募においては、このような現状を踏まえ、持続的経営が可能かどうか、専門人材の配置があるのか、また、将来を見据えた戦略性があるのかといった視点での審査基準が強く求められていると考えますが、公募を実施する予定はあるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、道の駅に関してでございますけれども、公の施設である以上、公平性・透明性を最優先に、原則公募・選定委員会による選定を行うことが求められると考えています。

また、前年度に実施をいたしましたサウンディング調査で把握いたしました民間の意見・知見・協業も視野に入れつつ、地域拠点としての価値の最大化を目指すということでございます。

そして、安全・快適な利用環境の維持と、広域観光・スポーツとの連携を通じた、来訪・滞在の拡大に資する提案を公募によりまして重視をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次です。

最後に、道の駅をはじめとした地域拠点の運営主体として、今のように専門性や戦略性が乏しい第三セクターが担い続けることには限界があると考えます。むしろ、経営視点を持つ専門人材や、機動的に運営を行える新たな組織体制が中核を担うべきではないかと考えます。現行の第三セクターの運営体制そのものの見直し、必要に応じては解散や再編も含め、抜本的な議論が必要と考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 道の駅をはじめとして、地域拠点の運営には、来訪需要の拡大とか広域観光、地域振興、防災拠点といった、機能の高度化に対応できる経営の専門性と、戦略性というのは一層求められていると私は思っておるところでございます。

その際、官民連携の手法とか知見の活用可能性も視野に入れまして、公共性・透明性・持続性の観点と、効果と負担のバランスを丁寧に検討するということでございます。

私は、現行の第三セクターというのは、やはり長くご努力をされて、積み上げられたノウハウも一定評価しなければならないと思っておりますけれども、おっしゃったように、道の駅の在り方とか経営という部分を相当重視してもらわなければならないということ。時代の潮流ということにしっかりと乗っていくということは大事です。そのためには、体制の在り方とか外部との連携の仕組み、機動的に意思決定できるガバナンス、人材の確保・育成をはじめ、最適な運営体制へ常に進化していくかなければならないと私は思っておりますので、そういう観点から、今後、検討していきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） よろしくお願ひいたします。

次に、事項4の庁舎機能についてお伺いいたします。

1点目です。

隣の南丹市においては、開庁時間の変更が実施されています。開庁時間を短縮することで、開庁時間前後の準備、政策立案や創造性のある仕事に取り組むための時間を確保し、住民満足度の高いサービス提供に努めますとして取組をされております。

また、亀岡市においても、この10月から、市民課窓口を現行の午前8時30分から午後5時15分を、午前9時から午後4時30分に試験的に導入されるとのことであります。

本町についても、実施に向けた考えはないのか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 本庁、それから両支所におきまして、本年の3月から5月にかけ

まして3か月の平均を取った状況からしましても、現時点では、すぐさまこの予定があるといふものではございませんけども、開庁時間を変更した市町村も出てきておるということもございます。その効果や課題、またデジタル化によります住民サービスの提供の充実といったことは欠かせないと思っておりますので、研究している状況でございまして、引き続き、注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次、2点目です。

本庁舎の防災備蓄倉庫屋根に設置されている太陽光発電パネルは、年間何キロワットの発電能力があるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 本庁舎の防災備蓄倉庫屋根に設置しております太陽光発電パネルの容量は、10キロワットでございまして、おおむね年間1万キロワットアワー発電できる能力がございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次に、地球温暖化対策、SDGsの取組の一環として、庁舎駐車場に太陽光発電の屋根設置を行ってはと提案いたします。

以前、亀岡市にお邪魔するようになりました。その際に、駐車場に以前はなかった太陽光パネル屋根が設置されており、大変よい取組と感じました。それは、炎天下に駐車していた際、車の中が高温になり、乗り込むこともちゅうちょする状態であったのが、車の中があまり高温にならず、冷房がすぐに効き感動したことがあります。また、雨の日も、太陽光発電パネルの屋根があることで乗り降りの際にぬれることがほとんどなくなると感じました。

本庁の駐車場に、特に障害者スペースを優先し、太陽光発電の屋根設置を検討されないか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 本庁舎駐車場への太陽光発電の屋根設置に関するご提案でございますが、まず、本庁舎駐車場の地下には雨水貯留槽が設置されておりまして、浸水被害を軽減するなど、重要な役割を果たしているところでございます。

この雨水貯留槽は、舗装の上面から浅いところに設置をしておりまして、荷重想定を車両荷重としておりますために、太陽光発電屋根の基礎設置が厚さ的に厳しいこと、また、雨水

貯留槽構造が重量に耐えられないことが想定をされており、本庁舎駐車場への太陽光発電の屋根設置につきましては、難しい状況であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 今の答弁だと真正面の広いところを想定するんですが、横側の部分も一部あると思うので、できたらあちらも検討してみてください。

次に、事項5の企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

まず、1点目です。

本町では様々な施策を展開し、その結果として昨年度のふるさと納税額は4億629万円と、令和元年度と比べ約20倍に大きく伸びております。この伸びは、京都府内でも27市町村中8位と上位に入っており、大変よいことだと思います。ちなみに、全国では1,780中673位です。

この結果から、本町の様々な施策の展開力は目をみはるものがあり、企業との接点を持つ機会が一定数存在すると考えられますが、現時点で企業版ふるさと納税による実績が伸び悩んでいるように感じますが、その要因についてはどのように分析されているのか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 企業版ふるさと納税につきましては、企業とのマッチングが必要でございまして、マッチングを行う事業者等との連携も行っているところでございます。

PRなどさらに取り組むべき点もあると思いますので、引き続き、研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 2点目です。

近隣の亀岡市や南丹市では1,000万円を超える企業版ふるさと納税の寄附実績があり、市長による記者会見などが積極的に情報発信されていますが、そうした近隣他市の戦略と本町との違いについてはどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 取組にあまり差異はないというふうには考えておるんですが、企業間のつながり等から納税いただくこともございまして、企業数の差等も多少影響している部分があるのではないかというふうには考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次です。

個人版ふるさと納税では、先ほど言いましたように、プロモーション戦略室の積極的な広報企画により、年々寄附額を伸ばしている実績がありますが、企業版ふるさと納税についても同様に、戦略的かつ広報的なアプローチが必要ではないかと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 企業版ふるさと納税につきましてもPRは重要であるというふうに考えております。商工観光課と連携する中で、パンフレットも作成し、効果的なPR活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 次です。

企業版ふるさと納税は、単なる税制優遇ではなく、町のビジョンや事業の意義に共感を得る営業活動の要素が強いと考えますが、現状の企画情報課中心の体制でそのような戦略的アプローチは十分にできると考えておられるのか見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今年度から、国の地方創生伴走支援制度でお世話になっている、官僚の職員の方にもご協力をいただきまして、企業版ふるさと納税を活用したまちづくりの推進に向けて、体制づくりなどについても検討を進めているところでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 5点目、最後の質問です。

貴重な財源確保の手段である企業版ふるさと納税を今後の重点施策として位置づけるのであれば、プロモーション戦略室を中心とした体制に再構築し、町を代表して企業への説明等、提案活動を積極的に展開していく必要があると考えますが、所管の移管を含めた体制整備を検討すべきときに来ていると考えます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） これから京丹波町が持続可能な魅力のある選ばれる町として大いに発展するためには、自主財源が本当に厳しいものがございますので、やはりこのふるさと納税という部分で相当力を入れなければならないと思っております。企業版ふるさと納税と個人版のふるさと納税、二つあるわけでございますが、いずれにいたしましても、外部資金の巨額の資金を導入するんだと私は表明させていただきました。これを実行するためには、現行の体制が必ずしも十分だとは私は思っておりません。今後、しっかりと検討しなければなら

ないと考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 前回も言いましたが、皆さんよくご存じのダーウィンの名言の一つに、「生き残る種とは、最も強いものではない。最も知的なものでもない。それは、変化に最もよく適応したものである」というのがあります。今の時代は目まぐるしく変化しており、自治体においても変化に適応することが求められています。これから先も若者がもっと表に出て、いろいろな年代が、そしていろいろな角度から関係を持ち、明るく元気な京丹波町になることを望み、私の一般質問を終わります。

最後に、4年間、ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、山崎眞宏君の一般質問を終わります。

よって、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、明日、4日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

散会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 西山芳明